

静岡型小中一貫教育カリキュラム 【解説】

平成30年 2 月

静岡市教育委員会 学校教育課

静岡型小中一貫教育の推進にあたって

これまでの義務教育は、小学校6年間と中学校3年間に、それぞれの目標を設け、いわゆる学級担任制と教科担任制という異なる教育システムのもとで進められてきました。

しかし、今日の変化の激しい社会において、子どもたちの発達にも変化が見られるようになってきました。今後、社会の変化や人口減少の進行などにより、家庭や地域社会で子どもたちにかかわる人のさらなる減少が予想され、人間関係が希薄化し、子どもたちの社会性が低下することや社会から孤立していくことなどが懸念されます。

このような未来を生きる子どもたちには、人としてたくましくしなやかに生き、新しい社会を創り出していく力を育てていくことが必要です。

学校は、子どもたちの発達の変化に対応し、これまでの小学校や中学校それぞれのシステムや指導の良さを生かしながら、子どもたちに未来を担うための資質・能力を着実に身に付けさせ、「成長」という階段を一段ずつ上がっていける新しい教育システムを創造していく必要に迫られています。

本市では、子どもたちの学習支援や環境整備など、地域社会による各小・中学校への支援活動である「学校応援団」や、「義務教育9年間の学びの連続性の保障や地域の子どもに共通する課題の解決」を目的に、中学校区単位で「近隣校研修(小中連携研修)」の取り組みを行ってきました。

これらの本市ならではの強みを基盤に、私たちは小学校と中学校の「たての接続」と学校と地域社会との「よこの連携」を一体として進めることとし、これを「静岡型小中一貫教育」と名付け、平成34年度から全中学校区で実施します。

『一人の児童生徒の成長』という視点で、小学校と中学校とが、地域社会とともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、各学校の教職員と地域社会がともに手を取り合い系統的な学びを目指す教育を進め、「つながる力」を育て、『たくましくしなやかな子どもたち』の実現を目指してまいります。

平成30年2月

静岡市教育委員会教育長 池谷眞樹

はじめに	4
○ 静岡型小中一貫教育の経緯	
○ 静岡型小中一貫教育カリキュラムの位置づけ	
第1部 静岡型小中一貫教育推進の基本的な考え方	
○ 「静岡型小中一貫教育カリキュラム」における主な用語説明	7
第1章 静岡型小中一貫教育の目的と方策	8
第1節 静岡型小中一貫教育の目的～「つながる力」の育成～	9
第2節 静岡型小中一貫教育の方策	12
(1) 静岡型小中一貫教育カリキュラムの作成	12
(2) 「たての接続」と「よこの連携」の強化	12
第2部 静岡型小中一貫教育カリキュラムの基本的な考え方	
第1章 静岡型小中一貫教育カリキュラムの特色	14
(1) たてとよこの「つながり」を手段として構想する教育課程の推進	15
(2) 「4つの視点」から編成・実施する教育課程の推進	15
(3) 「グループ校ならではの教育」（独自性）の推進	16
(4) 「地域・社会に開かれた教育課程」の推進	17
第3部 グループ校の小中一貫教育課程の編成・実施における基本的な考え方	
第1章 学校の教育目標をグループ校で共有する	19
第1節 学校における教育目標の設定	19
第2章 9年間を見通した教育課程を編成・実施する	20
第1節 すべてのグループ校において編成・実施すること（統一性）	21
(1) 小中一貫教育における授業の充実	21
(2) 教科年間指導計画	21
(3) 「しずおか学」の展開	22
(4) 英語力の向上	28
第2節 グループ校ならではの取組（独自性）	32
(1) 軸となる取組・活動の年間指導計画	32
(2) 学年段階の区切りの活用	32

第3節 教育課程編成・実施上の重点事項	33
(1) 各教科等の横断的な視点	33
(2) 人的・物的資源の効果的な活用	33
(3) 幼・小接続の工夫	34
第3章 教職員が協働して取り組む・児童生徒が交流する	36
第1節 教職員の協働	36
第2節 児童生徒の交流	37
(1) 特別活動の工夫	37
(2) 特別活動以外の工夫	37
第4章 地域との連携を図る	38
第1節 「地域社会に開かれた教育課程」の実現	38
第2節 地域と学校が互惠関係となる教育活動の重要性	39
第3節 地域社会と連携した取組の工夫	40
第4節 静岡市としての人的資源・物的資源の活用	41
第5節 学校と地域をつなぐ組織の充実	42
第4部 静岡市教育課程編成基準改訂の基本的な考え方	
第1章 基本的枠組みの取扱い	44
第1節 年間の授業日数（週数）	44
第2節 年間の時数の取扱い	44
第3節 日課表・週課表の取扱い	44
第2章 より弾力化する事項の取扱い	46
第1節 学年段階の区切り	46
第2節 土曜授業の活用	46
第3節 短時間学習の活用	47
第4節 体験活動（校外教育活動）の充実	47

第5部 静岡型小中一貫教育の評価及び検証改善の基本的な考え方

第1章 教育委員会及びグループ校の小中一貫教育課程の評価及び検証改善	50
第1節 グループ校における評価及び検証改善	50
第2節 教育委員会による評価及び検証改善	55

資料（実践研究校・ステップ表 等）

(1) 静岡型小中一貫教育（スポットグループ）実践研究校一覧	60
(2) 静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校一覧	61
(3) 静岡型小中一貫教育開始（平成34年度）までのステップ表 <目安>	62

様式

(1) 静岡型小中一貫教育 教育課程表	65
(2) 静岡型小中一貫教育 学校評価書	66

はじめに

静岡型小中一貫教育で 未来を担う「たくましく しなやかな子どもたち」を育てます

○ 静岡型小中一貫教育の経緯

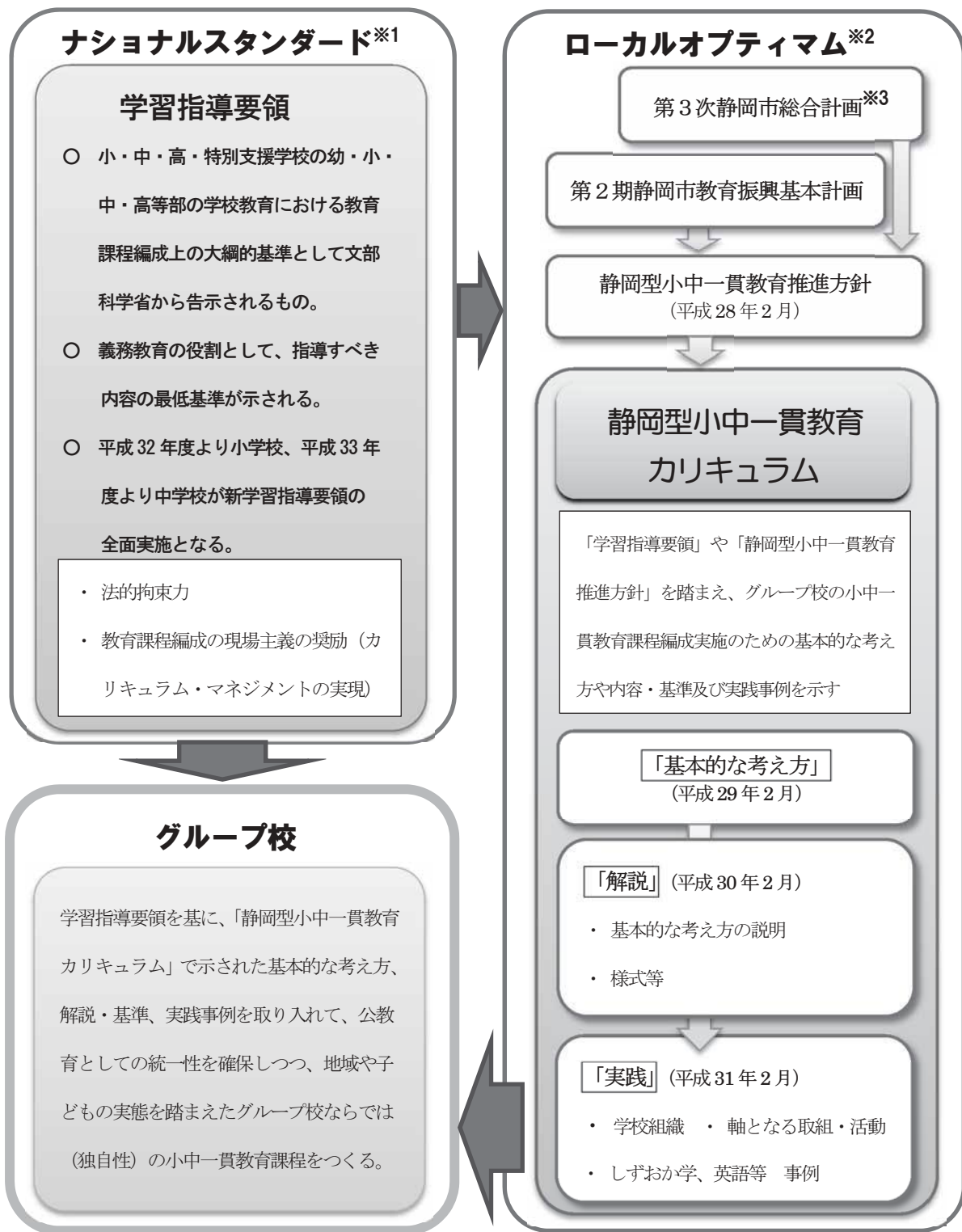
静岡市の多くの子どもたちは、各自がもっている良さを十分に発揮するとともに、周囲の人と協調しながら、毎日、生き生きと学校生活を送っています。このことは、各学校が、保護者や地域の理解や協力を得ながら、さまざまな教育的資源を活用し、自立的な経営及び指導を積み上げてきたことの成果と言えます。今後は、各学校が社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくことや、現実の社会とのかかわりの中で、子どもたち一人ひとりが豊かな成長や学びを実現していくことが求められます。

これから子どもたちが直面する社会は、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展することが予想されており、先を見通すことがますます難しくなります。しかし、このような社会だからこそ、子どもたちが社会や人生のあり方はどうあるべきかという目的を自ら考え出し、子どもならではの感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要になります。

静岡市のまちづくりにおいても、市民一人ひとりの役割がより一層重要となります。特に学校教育では、主体的に地域社会づくりに参画していこうとする態度を育成することや、郷土に対する誇りをもちつつ広く世界で活躍する人材を育成することに大きな期待が寄せられています。このような子どもたちを育成するためのより質の高い教育を行うことを目的に、平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を定め、平成34年度から「静岡型小中一貫教育」をすべてのグループ校で一斉に実施することにしました。「静岡型小中一貫教育」とは、小学校と中学校の「たての接続」と、学校と地域社会との「よこの連携」を重視し、「小学校と中学校が、地域社会とともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、各学校の教職員と地域社会がともに手を取り合い系統的な学びを目指す教育」です。

静岡市教育委員会は、平成28年度に静岡型小中一貫教育教育課程等協議会を設置し、学識経験者・P T A代表・自治会代表・社会教育委員代表・校長代表等による協議を行い、「静岡型小中一貫教育カリキュラム【基本的な考え方】」を策定しました。各グループ校では、これを基に、平成29年度から準備に入りました。また、平成30年度からはスポットグループでの実践研究を先行して行います。さらに、平成29年度には【基本的な考え方】の説明と小中一貫教育課程編成に係る基準や様式を合わせた【解説】、平成30年度には【実践】を策定していきます。このようにして平成34年度までに、各グループ校が地域とともに特色ある学校づくりを推進することにより、静岡市が目指す子ども像である『たくましく しなやかな子どもたち』を実現します。

○ 静岡型小中一貫教育カリキュラムの位置づけ



※1 全国的に一定の教育水準を確保し教育的に機会均等を保障するための考え方

※2 国の基準を前提に地域ごとの最適なあり方を探究し、その実現のために努力するという考え方

※3 第3次静岡市総合計画…静岡市政運営の指針を示し、各行政分野における政策を明らかにしたもの。内容は、①目指すまちづくりの目標や都市像を描く「基本構想」、②その基本構想に基づき実施する施策を総合的、体系的に表した「基本計画」、③基本計画に定められた施策を展開するために、個別の実施事業を定めた「実施計画」の3層で構成されている。第3次総合計画は、平成27年度から平成34年度までの8年間にわたる計画となっている。

第1部

静岡型小中一貫教育推進の 基本的な考え方

未来を担うための資質・能力を育成します



○「静岡型小中一貫教育カリキュラム」における主な用語説明

(この他はページ下の欄外に記載)

正式名	意味	記載上の略称
静岡型小中一貫教育	静岡市教育委員会が策定した「静岡型小中一貫教育推進方針」において示した教育のあり方を指す。	なし
静岡型小中一貫教育カリキュラム	静岡市教育委員会が、学校や市民に示す静岡型小中一貫教育の教育課程編成実施のための「基本的な考え方」「解説」「実践」を指す。「基本的な考え方」「解説」は平成34年度までを初版とし、以後改訂する。「実践」は都度、追加する。	なし
静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校の小中一貫教育課程	静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校が、「学習指導要領」を基に、「静岡型小中一貫教育カリキュラム」により編成・実施する静岡型小中一貫教育課程を指す。	グループ校の小中一貫教育課程
静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校	小中一貫教育を推進する中学校を中心とした小学校、中学校のグループを指す。 (P61「静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校一覧」参照)	グループ校

第1章 静岡型小中一貫教育の目的と方策

基本的な考え方

<静岡型小中一貫教育の目的>

- 静岡型小中一貫教育は、「つながる力」（社会的な絆）の育成を目指します。
- 「つながる力」は、シチズンシップ¹やコミュニケーション能力といった人や社会と相互に作用するために必要な資質や能力であり、将来の予測が難しい社会において、地域社会や世界の中で活躍するために不可欠な力です。
- 「つながる力」を身に付けた児童生徒は、「世界的な規模で考えて、身近なところから行動する」ことができます。これは、静岡市、さらには我が国の持続可能な発展に必要な「グローバル人材²」の姿となります。
- 「つながる力」は、静岡市ならではの豊かな教育的資源³を活かし、学校間や地域との協働・交流を強化する「静岡型小中一貫教育」において、さらに育成することができます。

<静岡型小中一貫教育の方策>

- 静岡市教育委員会は、学習指導要領⁴や第2期静岡市教育振興基本計画⁵・静岡型小中一貫教育推進方針⁶を踏まえ、「静岡型小中一貫教育カリキュラム」を策定します。これにより、グループ校の小中一貫教育課程を編成・実施するための基本的な考え方や内容、事例を示します。
- グループ校は、管理職が参加するグループ校運営協議会等の「学校間をつなぐ組織」や保護者・地域代表と学校が参加する小中一貫教育準備委員会⁷等の「学校と地域とをつなぐ組織」を設置します。これにより、小学校と中学校の「たての接続」と、学校と地域社会の「よこの連携」を組織として、強化します。

第1節 静岡型小中一貫教育の目的 ～「つながる力」の育成～

- これからの時代、人工知能やロボット技術の発展などにより、今まで人間が行ってきた仕事が減る一方で、現在は存在しない仕事生まれるなど、予測できない社会が到来すると言われて⁸。
- また、グローバル化の中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、自国や他国の言語や文化を理解するとともに、様々な文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働したり、障害者等の理解や交流を進め、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができる社会の実現を目指すことが重要⁹です。
- 平成30年度より先行実施される学習指導要領では、これからの社会を生き抜くために育成すべき資質や能力として、次の3つが掲げられています。
 - ・生きて働く「知識・技能」の習得
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- 静岡型小中一貫教育では、これら3つの資質・能力に加え、「つながる力（Social Bond・社会的な絆）」が、これからの社会を生き抜くために必要であると考えています。
- 「つながる力」とは、積極的な参画意識やコミュニケーション能力・互いに協働して問題解決する態度といった人や社会と相互作用するために必要な資質や能力を指し、人と社会とつながった結果、社会的な絆が築かれます。これは、シチズンシップの中核となるものです。

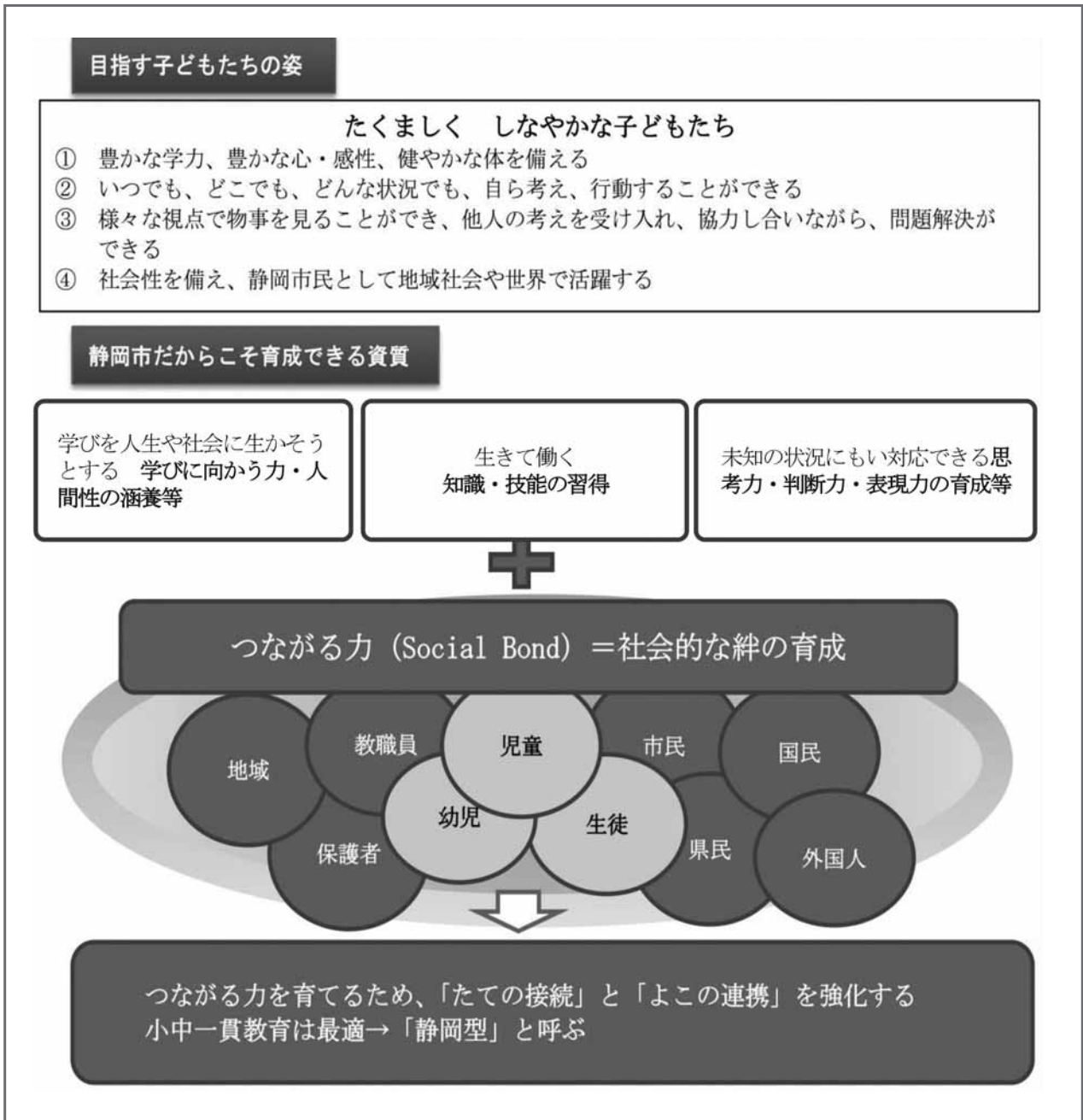
-
- 1 シチズンシップ …社会に変化をもたらすことに能動的にかかわる公共人としての市民性のこと。第2期静岡市教育振興基本計画では、「静岡『市民』を育てる教育（シチズンシップ教育）の推進」を重点的に取り組む事項として掲げている。また、静岡型小中一貫教育推進方針では、「地域社会との連携によるシチズンシップ教育を幹」として、9年間の教育課程全体を通じてシチズンシップを育むことをねらいとしている。
 - 2 グローカル人材 …「世界的な規模で考えて、身近なところから行動する」ことのできる人材（Think globally, Act locally）静岡市が目指す子どもたちの姿（たくましく しなやかな子どもたち）の④「社会性を備え、静岡市民として地域社会や世界で活躍する」姿を示す。P11図1参照
 - 3 教育的資源…静岡市には、歴史や文化、産業等の中で育まれてきた人々の営みや絆があり、静岡市ならではの豊かで多様な教育的資源といえる。また、静岡市は山間地から沿岸部まで南北に長く広がるため、自然環境も多彩であり、山の幸や海の幸、風光明媚な観光資源に恵まれていることも教育活動において利用できる。
 - 4 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定めたもの。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。
 - 5 第2期静岡市教育振興基本計画…教育基本法により、地方公共団体に策定が求められている「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」のこと。本市教育のビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示すもので、3次総に合わせ、平成27年度から34年度までの8年間を計画期間としている。
 - 6 静岡型小中一貫教育推進方針…静岡市教育委員会が、静岡市小中一貫教育の目的、概要、スケジュール等について、平成28年2月に示したものの。
 - 7 小中一貫教育準備委員会…「学校と地域とのつながりをつくる組織」として、学校と保護者、地域等がグループ校の教育課程を共有し、支援し合い、ともに人づくりを進めることを目的に設置するもの。平成29年度から、中学校区の実情に応じて、具体的に協議・準備する場として設置を進める。
 - 8 子どもたちの65%は、将来、今は存在していない職業に就く（キャッシー・デビッドソン氏）との予測や今後10～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い（マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授））などの予測がある（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）
 - 9 共生都市…本市において、静岡市第3次総合計画において「あらゆる人々が多様性を尊重し、共に暮らすまちづくりの推進」に取り組むこととしている。

- この「つながる力」の育成により、「社会性を備え、静岡市民として地域社会や世界で活躍する子どもたち」といった、本市が目指す子どもたちの姿である「たくましく しなやかな子どもたち」の実現を目指すとともに、これからの社会を創るために必要な「人間の強み¹⁰」に重点を置いた教育を展開することを目指しています。
- 「つながる力」は、小学校と中学校の文化を乗り越える枠組み（たての接続）と、各学校が育ててきた地域社会との協働関係（よこの連携）、さらに自然や歴史・文化、産業等とこれらに育まれてきた人々の営みといった静岡市ならではの資源を活かした教育、すなわち「静岡型小中一貫教育」だからこそよりよく育成できる力です。
- このように、静岡型小中一貫教育の目的として、「つながる力」を育てていくことは、児童生徒にとって、未来の創り手として不可欠な「人間の強み」を豊かにしていくことであり、静岡市民が培ってきた「静岡市ならではの強み¹¹」を伝えていくことです。
- 9年間の静岡型小中一貫教育により「つながる力」を身に付けた児童生徒の姿は、「世界的な規模で考えて、身近なところから行動する（Think globally, Act locally）」姿として描くことができます。これは「グローバルな人材」の姿であり、具体的には次のような子どもたちの姿の実現を目標にしています。
 - ・一緒に行動して「なかま」が増えてきた。自分も人のためになることを考え、行動したい
 - ・広く総合的にみたり、詳細に分析したりすることが大切だと分かった
 - ・コミュニケーション能力を高めたい。特に、英語を使って、多様な文化の人々とつながってみたい
 - ・自分の地域のこと、故郷のことをたくさん知りたい。そして、活動に参加したい

10 これからの社会を創るために必要な「人間の強み」…未来の社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきた。しかし、このような社会に生きるからこそ、変化を前向きに受け止め、感性を豊かに働かせながら、答えのない課題に対して多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見出すことのできるという人間の強みが必要である。

11 「静岡市ならではの強み」…静岡市には、豊かで多様な教育的資源がある。とりわけ、歴史や文化、産業等の中で、これまで育まれてきた人々の営みや絆が、静岡市ならではの強みの一つであると考え。また、南北に長い静岡市は、山間地から沿岸部まで広がり自然環境も多彩であり、山の幸や海の幸、風光明媚な観光資源に恵まれていることも教育活動において本市の強みとして利用できると考える。こうした中で、この郷土静岡の歴史や文化、産業、自然などを新たな視点で見直し、学ぶことを通して、様々な見方・考え方を育み、静岡を誇りに思い、明日の静岡市の発展を担う「静岡人」を育成する。

○ 以上のことを図として示すと次のようになります。 図1



第2節 静岡型小中一貫教育の方策

(1) 静岡型小中一貫教育カリキュラムの作成

- これからの教育においては、各学校が学習指導要領等に基づき、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、学校教育目標を設定すること、そして、その実現のために、教育課程を編成し、実施、評価、改善していく、いわゆる「カリキュラム・マネジメント¹²⁾」を確立することが求められています。
- 静岡市教育委員会は、学習指導要領、第2期静岡市教育振興基本計画、静岡型小中一貫教育推進方針を踏まえ、グループ校が小中一貫教育課程を編成・実施するために、「静岡型小中一貫教育カリキュラム」を策定します。
- 「静岡型小中一貫教育カリキュラム」は、「基本的な考え方」、「解説」、「実践」の3部で構成され、グループ校はこれを基にして、公教育としての統一性を確保しつつ、地域や子どもの実態を踏まえたグループ校ならではの独自性を活かした小中一貫教育課程をつくります。

(2) 「たての接続」と「よこの連携」の強化

- 静岡型小中一貫教育は、小学校と中学校の「たての接続」と、学校と地域社会との「よこの連携」をさらに強化し、より質の高い教育を推進するための方策¹³⁾です。
- 「たての接続」と「よこの連携」をさらに強化するために、具体的な取組として、グループ校ごとに学校間及び学校と地域とが「つながる」ための組織を設置します。
- 「学校間のつながりをつくる組織」は、小学校と中学校のつながりはもちろんのこと、小学校が複数校ある場合は、小学校と小学校のつながりをつくるためにも重要です。校長のマネジメントのもと、学校の規模や教職員の構成、これまでの近隣校研修等の状況に応じて、平成34年度までに検証改善しながら設置することを目指します。
- 学校と地域をつなぐ組織（小中一貫教育準備委員会）については、P42「学校と地域をつなぐ組織の充実」に示してあります。

12 カリキュラム・マネジメント…教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことが求められる。（中教審 答申より抜粋）

13 方策について …平成28年2月「静岡市小中一貫教育推進方針」を指す

第2部

静岡型小中一貫教育カリキュラムの 基本的な考え方



静岡型小中一貫教育カリキュラムでは、グループ校が学校間や地域との「つながり」を手段として、9年間を見通した特色ある教育活動を実践することを重視します。



第1章 静岡型小中一貫教育カリキュラムの特色

基本的な考え方

● 特色1

- ・これまで各学校の教育課程の編成・実施において推進してきた近隣校や地域との連携などの「たての接続」と「よこの連携」をさらに発展・進化させます。そのため、静岡型小中一貫教育カリキュラムでは、グループ校が学校間や地域との「つながり」を手段として、校長のマネジメントのもと教職員が英知を結集して、9年間を見通した特色ある教育活動を実践することを重視します。

● 特色2

- ・これまでの小中一貫教育¹⁴は、児童生徒の交流や乗り入れ授業などの教職員の協働が教育活動として重視されていました。それをさらに進めて、静岡型小中一貫教育カリキュラムでは、次の4視点を踏まえるものとします。
- ・学校間のつながりを、たての「つながり」として
 - 【視点1】学校の教育目標を共有していること
 - 【視点2】9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成・実施すること
 - 【視点3】協働・交流のある教育をすることとします。
- ・また、地域と学校をつなぐつながりを、よこの「つながり」として、
 - 【視点4】地域と連携する教育をすることとします。

● 特色3

- ・これまでの各学校単位で同質の教育活動を展開する教育（標準性・統一性を重視）に加えて、グループ校の地域性を生かした「地域ならではの特色ある教育」（独自性を重視）をより一層、推進します。

14 これまでの小中一貫教育…平成26年5月に文部科学省が行った実態調査の結果において、小中一貫教育に取り組んでいる市町村は211箇所、件数は1,130件と多くの数に上ったが、①9年間を見通した学校教育目標を設定し、②連続性・系統性を強化したカリキュラムを編成・実施するといった小中一貫教育の中核とも言える事柄について、両方を具備している取組は全体の3割未満にとどまった。

(1) たてとよこの「つながり」を手段として構想する教育課程の推進

静岡型小中一貫教育の方策である「たての接続」と「よこの連携」を強化すること¹⁵は、たてとよこの「つながり」を手段として、グループ校の小中一貫教育課程を構想することを意味しています。

- 「たてのつながり」を手段として構想するとは、9年間の子どもの成長の過程を見通して、より一層、意図的・計画的に教育課程を編成することです。教育課程を編成する際、小学校と中学校のつながり、異年齢のつながり、幼児教育と学校教育のつながり等の「たての接続」を意識し、連続性や系統性をもった教育課程を編成することで、9年間を見通した教育を構想することができます。
- 「よこのつながり」を手段として構想するとは、子どもたちにどのような人々とふれ合わせ、かかわらせるのか見通して、子どもたちの社会的な絆を育成する教育課程を編成することです。ここでは、生きて働く知識・技能、学びに向かう力・人間力等、思考力・判断力・表現力等を高める教育を構想することができます。例えば、地域の方や保護者が講師として授業を行ったり、子どもたちが地域行事に参画したり、外国人とコミュニケーションをとったりする等の活動を行うことで、様々な人と「つながる力」を育む教育を展開することができます。
- 様々な人に出会ったり、ともに協働したりする経験から、子どもたちは、自分の将来に夢や志をもったり、一人では味わえない成就感を実感したりすることができます。そして、力強く物事に挑戦していく新たな自分を創造することになります。
- このようなグループ校の小中一貫教育課程を構想するためには、校長のリーダーシップのもと教職員の英知を結集することが極めて重要です。そして、それを地域と共有して実践することが肝要となります。

(2) 「4つの視点」から編成・実施する教育課程の推進

- たてとよこの「つながり」を手段として構想するグループ校の小中一貫教育課程は、次の4つの視点に集約することができます。グループ校の教育課程編成実施においては、4つの視点を踏まえることが静岡型小中一貫教育を推進する上で必要なこととなります。
- たての「つながり」は、小学校と中学校との学校間における視点です。
 - 視点1 学校の教育目標を小学校と中学校で共有していること
 - 視点2 9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成し実施すること
 - 視点3 協働・交流のある教育をすること
 - ・小学校と中学校の教職員が協働して取り組んでいること
 - ・児童生徒が共に活動する場面があること
- よこの「つながり」は、学校と地域とのつながりにおける視点です。
 - 視点4 地域と連携する教育をすること
 - ・地域との連携（組織や教育活動等）を図っていること

15 「たての接続」と「よこの連携」を強化すること … P12：第1部－第1章 第2節(2)

○ 以上のことを図として示すと次のようになります。 図2



1 学校の教育目標を小学校と中学校で共有していること



2 9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成し実施していること



3 協働・交流のある教育をすること

- ・小学校と中学校の教職員が協働して取り組んでいること
- ・児童生徒が共に活動する場面があること



4 地域と連携する教育をすること

地域との連携（組織や教育活動等）を図っていること

○ なお、グループ校に複数の小学校がある場合は、小学校と中学校との学校間のたてのつながりを構想すると同時に、小学校間の「つながり」を進めていくことが、極めて重要となります。

○ 4つの視点を踏まえることによって、静岡市において取り組んできた「小中連携研修」「近隣校研修」を深化・発展させ、すべてのグループ校において、小学校と中学校の教職員が協働し、9年間を見通した教育課程¹⁶を編成、実施する教育が展開されることとなります。

(3) 「グループ校ならではの教育」（独自性）の推進

○ 公教育として一定の教育水準を確保するという視点から見れば、静岡市のどのグループ校においても、教育課程の共通部分は保障されます。一方、そのグループ校でなければできない「グループ校ならではの教育」は、地域や学校及び子どもの実態や特性に応じて創意工夫を加え、独自性豊かな教育課程を編成、実施することが必要になります。

○ 教育課程を編成するにあたり、最も重視すべきことは、「児童生徒のための教育課程になっているか」という点です。そのために、児童生徒の実態、地域の状況を見極めることがスタートになります。その際、「小学校では…」「中学校では…」という議論ではなく、「この地域の子どもたちは…」という見方・考え方が重要です。そのため、グループ校で編成される小中一貫教育課程は、グループ校の児童生徒の強みや課題に応じたものになってくるはずです。

○ さらに、静岡市は、多様な地域性（山間部、沿岸部、市街地）があり、学校施設の実態（分離型か一体型か、グループ校域の学校の数等）も様々です。こうしたことに柔軟に対応することで、グループ校の小中一貫教育課程は、より特色あるものとなってきます。静岡型小中一貫教育カリキュラムは、グループ校ならではの教育、すなわち「独自性」を重視した様々な教育活動の展開を推進しています。具体的には、グループ校ごとに設定する「軸となる取組・活動」にグループ校の特色が表れてきます。

16 教育課程…学校教育を通じて育てたい姿に照らしながら、必要となる資質・能力を、一人ひとりの子どもにいわば全人的に育てていくための枠組み。（「中教審答申」より抜粋）

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校教育計画。（「静岡市立の小・中学校における教育課程の編成実施に係る基準Ⅲ（静岡市教育委員会学校教育課）」より抜粋）

(4)「地域・社会に開かれた教育課程」の推進

- グループ校の小中一貫教育課程を編成・実施していくうえでは、校長を中心としたカリキュラム・マネジメントにおいて、特に、次の点が重要となります。
 - ・各グループ校の校長同士が小中一貫教育構想を共有し、職員に示すこと
 - ・教職員が同じ校区の学校を互いに理解すること
 - ・小中一貫教育の取組において、実際の子どもの姿を見て、改善していくこと
- グループ校の小中一貫教育課程を推進するためには、グループ校の小中一貫教育の構想や評価などについて、保護者・地域への周知に努め、家庭・地域とさらに連携を深めることが重要です。
- そのため、全校実施の平成34年度までに順次、すべてのグループ校で次の4つを実践し、地域等と協議し、保護者等に説明していきます。

【実践1】

小中一貫教育を推進する組織運営上の工夫について

- ・校長間の意思疎通はもとより、学校間の意思決定の仕組みを整えます
- ・地域等との連携を進めるため、「小中一貫教育準備委員会¹⁷⁾」を組織します

【実践2】

4つの視点を踏まえたグループ校における小中一貫教育の構想について

- ・9年間を通した学校の教育目標が設定され、系統的な子どもたちの学びと育ちについて教職員が共通理解します。そして、学習指導や生徒指導等において連携・協力する観点から「小中一貫教育構想図（カリキュラムデザイン・戦略マップ等）（仮称）¹⁸⁾」として明示します

【実践3】

グループ校ならではの取組について

- ・グループ校で『軸となる取組・活動』を設定するとともに、9年間の系統性のある年間指導計画を立てます

【実践4】

グループ校の成果や評価について

- ・児童生徒に「つけるべき力」の実現状況や「軸となる取組・活動」の評価を静岡型小中一貫教育評価・指標¹⁹⁾をもとにPDCAサイクルにより点検し向上させます

17 小中一貫教育準備委員会…「学校と地域とのつながりをつくる組織」として、学校と保護者、地域等がグループ校の教育課程を共有し、支援し合い、ともに人づくりを進めることを目的に設置するもの。平成29年度から、中学校区の実情に応じて、具体的に協議・準備する場として設置を進める。【再掲】P9：第1部－第1章－第1節を参照

18 小中一貫教育構想図（カリキュラムデザイン・戦略マップ等）（仮称）…グループ校の小中一貫教育課程の構想について、4つの視点を踏まえ、具体的な教育活動について図にまとめたもの。

19 静岡型小中一貫教育評価・指標…静岡型小中一貫教育の充実を図るために、静岡市全体やグループ校の状況について、評価や検証改善を行う際の対象や評価内容、評価方法、指標等を示したもの。

第3部

グループ校の小中一貫教育課程の 編成・実施における基本的な考え方



グループ校の小中一貫教育課程は、「小学校の児童」、「中学校の生徒」という枠組みから、「地域の児童生徒」という考え方のもと、良さや課題を明確にして、編成・実施することが重要です。このことを基盤に、静岡型小中一貫教育カリキュラムの特色である4視点を踏まえて、次のように取り組みます。

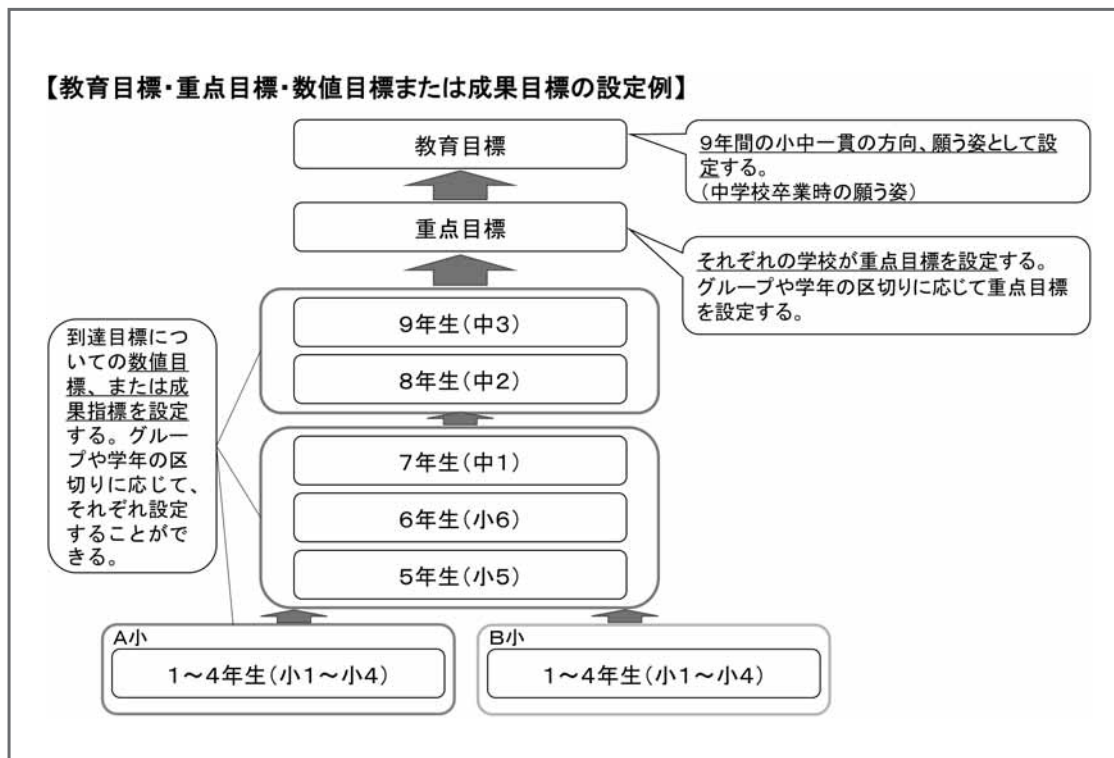
第1章 学校の教育目標をグループ校で共有する

基本的な考え方

- 【視点1】学校の教育目標をグループ校で共有します

第1節 学校における教育目標の設定

- グループ校において共有化する学校の教育目標を設定するとともに、各学校の状況等に応じて重点目標及び到達目標を設定します。
 - ① 学校の教育目標、重点目標、到達目標の3つを設定します。
 - ② 学校の教育目標は、9年間の小中一貫教育の方向（9年生の願う姿）としてグループ校のすべての学校で共有化できる文言で設定します²⁰。
 - ③ 重点目標は、グループ校において共有化することが望ましいが、学校・地域の状況、学年の区切りに応じて、各学校が設定することもできます。
 - ④ 到達目標は、数値目標、または成果指標を設定します。学年の区切りに応じて、それぞれ設定することもできます。
 - ⑤ 長きに渡って伝えられている校訓等が存在する場合は、小・中で改廃する必要はありません。一方、新たに設定することもできます。



²⁰ グループ校のうち、連携校では、複数の中学校グループにおけるそれぞれの教育目標を鑑み、児童の実態にあわせ、独自の目標（重点目標以下）を設定することができます。

第2章 9年間を見通した教育課程を編成・実施する

基本的な考え方

●【視点2】9年間を見通した教育課程を編成・実施します

- ・9年間の連続性・系統性を見通した教育課程をもとに、教科等の年間指導計画を各学校で作成、実施します。
- ・グループ校では、静岡型小中一貫教育の目的である「つながる力」を育成するため、「しずおか学²¹」と「英語力の向上」を教育課程に取り入れて実施します。これらは、グローバルな人材を育てるために、すべてのグループ校で実施する静岡型小中一貫教育の特色ある内容です。
- ・グループ校では、地域ならではの特色ある教育を推進するため、「軸となる取組・活動²²」を設定し、取り組めます。「軸となる取組・活動」は、生徒指導や家庭学習指導などの取組のほか、「しずおか学」と「英語力向上」をさらに重点化して取り組むことも考えられます。「軸となる取組・活動」は、「地域ならではの特色ある教育」（独自性）が最もあらわれるものとなります。
- ・幼・小の接続を進め、スタートカリキュラム²³を実施します。

21 「地域や静岡市に愛着と誇りをもつ静岡市民を育てるとともに、広く社会や世界に目を向けて、その発展に寄与する人材の育成」を目指すわが郷土を舞台にした学習のこと。学習内容については、市として統一する内容として「しずおか学－BOOK」、学校が選択する内容として「お茶」「しずまえ」「オクシズ」「海洋文化」「防災」「歴史文化」、また、学校が独自に展開する内容がある。

22 グループ校の児童生徒や地域の実態により重点として1つ以上設定するもの。グループ校の独自性が最も表れるものとなる。例として各教科の指導方法、生徒指導、家庭学習の指導方法が考えられる。ただし、「しずおか学」「英語力向上」を充実させ、軸となる取組・活動とすることもできる。

23 スタートカリキュラム…小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

第1節 すべてのグループ校において編成・実施すること（統一性）

（1）小中一貫教育における授業の充実

- 教育課程は、主として授業として実施されます。そのため、小中一貫教育において、最も傾注すべきことは、いかに授業の質を向上させるかということです。小中一貫教育の肝は、授業を改善し、充実させることであるといってもよいかもしれません。
- 小中一貫教育の授業改善は、「連続性・系統性を踏まえる」ことが重要となります。授業は、目標、内容、教材、指示・発問、評価によって構成されています。
 - ・目標、内容、教材においては、9年間の系統性を十分に理解することが必要です。例えば、主たる教材である教科書を小学校と中学校で見比べて取り扱い方を理解することから研究がスタートできます。また、国語科における古典のように同じ教材を扱う場合、小学校と中学校でどのように違うのか理解することで、深い学びに導いたり、学び直しをしたりすることができます。特に、地域素材を扱う場合、重なることなく活用することができます。
 - ・指示、発問においては、9年間の連続性を踏まえると児童生徒の発達段階に応じたよりよい指示、発問を検討することがこれまで以上に大切になってきます。
 - ・評価においては、9年間を通して、どのような内容を、どのような方法で評価していくかということが重要になってきます。
- このような小中一貫教育の授業改善において、教室で見られる指導方法が表面上は大きく変わることはないかもしれません。しかし、小中一貫教育は、これまで以上に、児童生徒を中心とした教育です。グループ校の児童生徒の状況を出発点に、すべての地域の教育的資源を活用するものです。そのため、小中一貫教育の授業は、一人ひとりをきめ細かく理解し、児童生徒を主体的で対話的な深い学びに導くことが期待されます。そして、一人ひとりの学びたいという意欲や課題に応じていくこととなります。
- 小中一貫教育の授業を実施する上で、板書やノート指導等の学習スタイルや、ICT活用などの指導方法を9年間で共有していくことは、有効な手だてとなります。こうした見える部分の改善により、どの子にとってもわかりやすく、学習しやすい授業にすることが大切です。
- なお、小中一貫教育の授業を推進するため、各教科等の年間指導計画は、次の3種類とします。
 - ① 「国語、社会、算数／数学、理科、生活、音楽、図画工作／美術、家庭／技術・家庭、体育／保健体育、特別の教科 道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動」の年間指導計画
 - ② 「軸となる取組・活動」の年間指導計画
 - ③ 「しずおか学」の全体計画

（2）教科年間指導計画

- 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるように各学校で作成し、グループ校で9年間の教科の内容及び資質・能力の系統性について共有します。なお、「教科年間指導計画」の作成や共有に役立てるために、学習指導要領に示されている「各教科の内容、資質・能力」の系統について、教育センターが作成し、公開します。

- 各教員は、小中一貫教育の視点から教科指導における「たてのつながり」を踏まえて、学びの関連性や発展性を意識した授業を行ったり、児童生徒のつまずきに遡って指導したり、他学年の教員と授業構想を練ったりして、児童生徒の成長の道筋をイメージした指導を行うことができます。
- 小学校での「教科年間指導計画」の作成にあたっては、幼児教育とのつながりに配慮します。特に、生活科の作成にあたっては、スタートカリキュラムを生活科の最初の単元として考え、各小学校の実態に即した計画をそれぞれ作成します。
- 教育センターが、「教科年間指導計画」の基本的なひな形（様式）を提示します。また、静岡市評価規準については、国や県の動向を参考にして全市的な組織を作り作成します。なお、評価の観点は、文部科学省から示された学習指導要領の観点に合わせます。この評価規準をもとに各学校で随時「教科年間指導計画」を見直し、修正を加えて蓄積していきます。
- グループ校の小中一貫教育課程における「教科年間指導計画」の編成・実施について、次の3点は、原則として実施しません。
 - ・ 小学校、中学校における校種を越えた進度や単元の組み替え
 - ・ 同一校種内における学年を越えた進度や単元の組み替え
 - ・ 学校による独自教科の設定
 ただし、教育委員会と研究開発校の指定等を十分に協議し、承認された場合には、その限りではありません。

(3) 「しずおか学」の展開

Ⅰ ねらい（将来の静岡市民の姿）

- 「しずおか学」とは、地域や静岡市に愛着と誇りをもつ静岡市民を育てるとともに、広く社会や世界に目を向けて、その発展に寄与する人材の育成を目指す郷土を舞台にした学習です。これは、ローカルとグローバルの視点をもった「グローカルな人材」の育成を目指しています。

なお、将来望まれる市民としての姿は次のとおりです。

- ① 地域社会での静岡人としての姿
 - ・ 地域の活動に進んで参加し、地域の一員として貢献できる人
 - ・ 地域を愛し、温かなかわりができる人
 - ・ 誰かを支え、誰かに支えられている自分を見出せる人
 - ② 日本での静岡人としての姿
 - ・ ふるさとを離れても、静岡の「ひと、もの、こと」とつながり、静岡市の魅力や静岡人としての誇りを語れる人
 - ・ 静岡市の歴史や文化に学び、人との絆を大切にし、新しい社会を創りだしていける人
 - ③ 世界での静岡人としての姿
 - ・ ふるさとの自然や文化を愛し、世界に発信できる人
 - ・ 世界の中の日本人・静岡人としての誇りを持ち、多様な文化と共生しながら、自分の志を貫き、力を発揮できる人
- 総合的な学習の時間を中心として行われる「しずおか学」は、教育課程全体で、「つながる力」を育てることによってシチズンシップを養うことを意図している静岡型小中一貫教育において、英語力の向上とともにその中心となる特色ある教育活動です。

- 「しずおか学」を実施するにあたり、グループ校及び各学校は、保護者、地域とその目標や内容を共有し、教育活動を行うことが重要となります。
- 「しずおか学」を実施するにあたり、総合的な学習の時間に位置づける場合、「しずおか学」を通して総合的な学習の時間における目標が実現できるよう留意する必要があります。

II 目標

- 「つながる力」を育てるために、次の視点に基づき、各学校において定めます。
 - ① 身近な地域や素材に誇りや愛情を感じ、人々の営みに共感する力【学びに向かう力・人間性等】
 - ② 地域や身近なところから問題や課題を見つけ、思考・判断し、表現していく力【思考力・判断力・表現力・問題解決力等】
 - ③ 身近な地域で生活するために必要となる知識・技能【知識・技能等】
 - ④ グローバルな視点で考え、身近な地域で行動していく力【社会参画意識】

III 学習内容

- 学習内容を、以下の ① 統一的内容、② 選択的内容、③ 独自の内容の3つに分類し、各学校はこれらを組み合わせて特色ある教育活動を計画し、実施することとします。

- ① 市として統一する内容（すべての学校で統一的に行う内容）

対象：教科等（生活科・社会科・特別の教科 道徳）

内容：静岡市民としての基本を共通に学ぶ内容

- ・地域素材を活用した学習（生活科）
- ・社会科副読本（「しずおかだいすき」「わがまち静岡」）や地図（「わたしたちのまち静岡市」「静岡市の地形図」）による地域学習（社会科）
- ・「しずおか学一BOOK」によるマナーや礼儀等の学習（特別の教科 道徳）

- ② 学校が選択する内容（グループ校の状況に応じて選択して行う内容）

静岡市の特色として6つの分野を設定しています。身近な地域に視点を当て、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成します。

静岡市に伝わる歴史文化、自然など、地域の特色に視点を当てた学習を展開し、自然に対する慈しみや感謝の思い、また、郷土に対する誇りや特色を活かした町づくりへの意欲を醸成するなど、静岡市民として地域を愛する心情を育むことが大切です。

内容：静岡市の特色を学校で選択して学ぶ内容

- ・お茶、しずまえ、オクシズ、海洋文化、防災、歴史文化

【お茶】静岡市が育んできたお茶づくりに触れ、お茶に愛着と誇りをもつ学習

〈例〉お茶の産地と種類、お茶の成長と収穫、お茶農家の工夫、静岡市のお茶のはじまり、史跡めぐり、お茶がもたらす効果、お茶を使った食品・製品等

【しずまえ】駿河湾と共に生きてきた人々に出会い、しずまえ鮮魚の魅力を知る学習

〈例〉駿河湾の特徴、駿河湾の生き物、しずまえ鮮魚の捕獲、しずまえ鮮魚の資源、しずまえ鮮魚を使った料理コンテスト、しずまえの現状と課題等

【オクシズ】山間地の魅力に触れ、静岡市の自然・伝統文化に誇りをもつ学習

〈例〉オクシズの四季、オクシズの生き物、オクシズ的环境を生かした観光・農業・林業、オクシズの幸を生かした食べ物、オクシズの文化、南アルプスユネスコエコパーク等

【海洋文化】海の営みを見つめ、そこで働く人に出会い、海の未来を考える学習

〈例〉駿河湾の営み、海洋生物、深海生物、海底探査、海底資源の利用、地球探査船、海に面した静岡市、世界とつながる清水港等

【防災】 災害からかけがえない命を守り抜く、自助・共助の意識を高める学習

〈例〉 東日本大震災・阪神淡路大震災、自然災害（地震・津波・気象・火山）、静岡市で想定される自然災害、防災対策（家庭・学校・地域）、防災ボックスの開発、防災マップづくり等

【歴史文化】 静岡市の今を築いてきた人々に出会い、ふるさとに誇りをもつ学習

〈例〉 聖一国師とお茶・徳川家康と久能山、静岡市の発展につくした人々、静岡市の伝統文化（職人の技）、市内・地域歴史遺跡めぐり、地域の伝統芸能・祭事等

○ 選択的内容の年間指導計画作成上の留意点等

ア 選択する内容は、グループ校で決定する

〈例〉

- ・ 同じものを行う … 5年生から中学3年生を「お茶」で実施
- ・ 学年段階で分ける … 5年生から「歴史文化」、中学2年生から「オクシズ」で実施
- ・ 2つ以上を並行して行う … 5年生から中学3年生で「海洋文化」と「防災」で実施等

イ ②の選択的内容は、①の統一的内容や、③の独自的内容と組み合わせて実施することができる

〈例〉

- ・ 統一的内容と選択的内容の【海洋】と組み合わせて、独自的内容で【環境】の学習をする。（「海に落ちているゴミを拾う」活動（選択）やしずおか学—BOOK「身のまわりの自然」（統一）の学習から、環境問題全体（独自）に目を向ける学習）
- ・ 独自的内容の【国際理解】の学習に、統一的内容や選択的内容の【お茶】の学習で学んだことを組み合わせる。（外国人に静岡のお茶をごちそうする活動（独自）に向けて、しずおか学—BOOKで「お茶の入れ方」（統一）を学んだり、「お茶の歴史」（選択）を調べたりする学習）
- ・ 選択的内容【防災】と統一的内容に加え、独自的内容の時数を合わせ、【防災】について学ぶ。

（統一1時間＋選択20時間＋独自20時間分＝41時間の学習）

③ 学校が独自に重点とする内容

内容：地域の課題などを学校ごとに工夫して学ぶ内容

地域の企業の特色や知識・技能を活かした内容

扱う内容については、学校の判断で設定します。

〈参考〉

- ・ 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- ・ 児童生徒の興味・関心に基づく課題
- ・ 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題
- ・ 地元企業と連携したプログラミング教育
- ・ キャリア教育

IV 学習方法

○ 実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、児童生徒の学びの興味と努力し続ける意志を喚起することが重要です。特に次の視点を重視します。

- ① 児童・生徒の自発的・能動的な取組を重視
- ② 具体的な活動や体験を重視（地域素材を活用した学習、地域行事への参加・参画等）
- ③ 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動を重視
- ④ 各教科等で身に付けた知識や技能を活用・発揮することができる教科横断的・総合的な学びを重視

V 学習を支え、発展させる資産

○ 学習を支え、発展させる3つの資産を、

「温かな学級・学校・学年交流」、

「地域の人々（学校応援団、CS等）」、

「静岡市の人的・物的資源（平成の教導石²⁴）」とします。

教育委員会及び各学校は、これらの資産を大切に維持・発展し、児童生徒の教育指導に寄与するものとして学習を展開します。

24 平成の教導石…本市の明治時代の数少ない歴史遺産（静岡市指定有形文化財／所在地：静岡市追手町県道歩道「教導石（きょうどうせき）」
 にならって設けた、本市の行政各課による教育支援窓口の総称。

静岡市の各課行政職員が学校の「総合的な学習の時間」等の講師として参加することや、各課「子ども担当」が児童生徒からの質問に積極的に答える場を、ネット上に提供する。

<問の石> 児童生徒の「質問や疑問」の呼びかけ

<例> 自分のまちづくりについて参加できる場所はありませんか

<例> 徳川家康について教えてくれる人はいませんか

<教える石> 行政関係やスペシャリストの「教える」呼びかけ

<例> ○○博物館では、化石の出張授業をします

<例> 私は、アナウンサーとして言葉について教えます

<参画の石> 行政関係、民間等の「参加・参画」の紹介

<例> こども議会を開きますので提案してみませんか

<例> ○○会議で「お茶のおもてなし」をしてみませんか

○ 以上のことを図として示すと次のようになります。 図3



VI 学習領域・時数等

○ 学習の領域として、「総合的な学習の時間」、「特別の教科 道徳」、「特別活動」を中心とします。教育委員会が示す目安²⁵としての時数は以下のとおりです。

① 総合的な学習の時間（年間時数）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
時数			70	70	70	70	50	70	70
統一的内容			※26	※26	10	10	10	10	10
選択的内容			※26	※26	20	20	20	20	20
独自的内容			70	70	40	40	20	40	40

② 総合的な学習の時間（週時数〈年間35週〉） *月目安にすると 3.5～4H

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
時数			2	2	2	2	1.4	2	2
統一的内容			※26	※26	0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)
選択的内容			※26	※26	0.6 (月2)	0.6 (月2)	0.6 (月2)	0.6 (月2)	0.6 (月2)
独自的内容			2	2	約1	約1	0.5	約1	約1

・統一的内容、選択的内容、独自的内容については、いくつかの内容を組み合わせる学習したりすることもできます。【再掲】

③ 特別の教科 道徳（年間時数）

特別の教科 道徳の年間35時間のうち統一的内容として年間10時間

（指導する内容項目に基づき、道徳の教科書等と関連付けながら、「しずおか学—BOOK（マナーブック）」を活用する。）

○ 特別の教科道徳（週時数） *月目安にすると 1H

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
時数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
統一的内容					0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)	0.3 (月1)

・特別の教科道徳と各教科等を連携させることも可能です。

④ 特別活動については、学校が適切に定めることとする

25 目安…学習する時間の基準。大きく変更する場合には、教育委員会に届け出ることとする。

26 小学3、4年生の総合的な学習の時間の時数…実施も可能であるが、副読本を使用した地域学習を社会科で行うことを基本とする。

※【再掲】…学習内容を①統一的内容、②選択的内容、③独自的内容の3つに分類し、各学校がこれらを組み合わせる特色ある教育活動を計画し、実施する。P23：第3部—第2章—第1節(3)Ⅲを参照

(4) 英語力の向上

I ねらい（将来の静岡市民の姿）

- 静岡型小中一貫教育の特色として、グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成（英語力の向上）を行います。英語力の向上は、身に付けた英語を使って、外国の人を含めたいろいろな人たちと積極的にコミュニケーションをとろうとする態度や能力を育て、異文化とつながり新たな価値を見出す人材の育成を目指します。教員研修やALT活用、英語体験の充実など様々な施策を行います。

これは、「しずおか学」とともに、「グローバル人材の育成」となる取組です。そのねらいは、次のとおりです。

- ・外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、「聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと」などのコミュニケーション能力の基礎を養う
- ・国際理解教育の視点に立ち、言語活動を行いながら、広い視野をもち、異文化を理解し尊重する態度、異文化と共生できる資質能力を育成する
- ・聞くこと・話すことを中心として、主体的に発信するコミュニケーション能力を育成する
なお、将来望まれる市民としての姿は次のとおりです

① 地域社会での国際市民としての姿

- ・地域の良さや特徴を自信をもって外国人に伝えることのできる人
- ・静岡に訪れた外国人と積極的にコミュニケーションをとろうとする人

② 日本での国際市民としての姿

- ・生活の様々な場面で他国の文化を尊重しながら、ふるさとの良さを外国の人に伝えることのできる人
- ・日本にいる様々な国の人と協働することのできる人

③ 世界での国際市民としての姿

- ・ふるさとの自然や文化を愛し、世界に発信できる人
- ・世界の中の日本人・静岡人としての誇りをもち、多様な文化と共生しながら、自らの志を貫き、力を発揮できる人

II 目標

- 異なる文化をもつ人々と自信をもってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情をもちながら国際的に活躍できる子どもを育てるため、次の3つの視点に基づき各学校において定めます。

<ワクワク3視点>

英語力の向上を図るため、「間違ったら…のドキドキ」を「伝えたい！のワクワク」に変えていく「ワクワク3視点」に沿って指導の充実を図ります。

① 授業の充実

- ・静岡型小中一貫英語教育カリキュラムに沿った授業実践
- ・小学3年生から中学3年生まで、「しずおか学」と連携した独自教材の活用
- ・英語検定等の外部試験を活用した評価による英語学習におけるモチベーションの高揚

② 指導者の英語力の向上

- ・イングリッシュセミナー等、教員対象の英語研修を充実
- ・英語が堪能な地域人材（GET：Glocal English Teacher）を活用した授業の実施

③ 授業以外で英語に接する機会の拡充

- ・イングリッシュカフェ、イングリッシュキャンプ²⁷
- ・イングリッシュデイ
- ・掲示板に英語を織り交ぜるなどの環境づくり

○ 目指す児童生徒像を以下の3つに定め、その実現に向けた指導計画を構想し授業の内容を充実させます。

- ・自信をもって英語でコミュニケーションをとる
- ・地域のことを英語で語る
- ・ふるさとへの愛情をもち、国際的な視野を広げる

III 学習内容

○ 小学3年生以上は、学習指導要領により定められた内容について系統的な学習を展開します。小学1, 2年生についても、あそびを中心とした学習のあり方(内容や指導方法等)を検討します。

IV 学習方法

○ A L Tの役割を工夫したり、静岡市独自の教材やICTを活用したりするなどして、児童生徒の英語に対する興味や関心を高めることが重要です。特に次の視点を重視します。

- ① A L Tを効果的に活用した、コミュニケーションを中心とする視点
- ② 静岡市独自の教材を活用し、地域のことを英語で語る視点
- ③ I C T機器の積極的利用等により、学校で世界とつながる視点
- ④ ゲームやあそび等を組み込んだ、子どもの興味関心を喚起する視点
- ⑤ 中学校英語科教員の乗り入れ授業や教科担任制などを取り入れた、教師の専門性を活かす視点

V 学習を支え、発展させる資産

○ 静岡市では英語教育の充実を図るため、人材等を効果的に活用します。

- ・グループ校へのA L Tの通年配置を基本とし、授業をさらに充実させます
- ・A L Tに加え、英語が堪能な地域人材(海外生活経験者や英語の資格取得者)をG E Tとして採用し、授業をさらに充実させます
- ・小学校教員が英語力及び指導力向上のための研修を行い、授業の質を高めます
- ・中学校英語科教員が小学校へ乗り入れ、英語科の授業や外国語活動の授業を支援することを可能にします
- ・授業展開や教材活用方法の工夫、適正な評価方法等について研究します

○ 各学年がたてにつながる英語教育に取り組みます。

- ・小学生と中学生が授業において交流する機会をもつことを可能にします
- ・小学1, 2年生における外国語活動については、できることから始めます
- ・就学前の子どもに対しての英語教育も視野に入れます

27 イングリッシュキャンプ…A L Tと一緒にオールイングリッシュで活動する体験を通して、子どもたちが多くの実践的な英語に触れ、英語でコミュニケーションを図る楽しさや素晴らしさを知り、英語を積極的に学習しようとする姿勢を育てると共に、グローバルな感性や異文化を理解しようとする心情を醸成する取組。

- 英語を活用する機会の充実を図ります。
 - ・スピーチコンテスト・英語プレゼンテーション大会
 - ・イングリッシュカフェ
 - ・イングリッシュキャンプ
 - ・イングリッシュデイ
 - ・海外からの訪問団の受け入れ等

- 英語力の成果指標の導入のあり方を検討します。
 - ・英語検定等の外部試験を用い、英語力の客観調査を行い、成果と課題を分析するとともにさらなる授業改善の方策について検討します。

VI 学習の領域・時数等

- 土曜日授業や15分間のモジュール時間（小学5・6年生）の活用等、弾力的に授業時数が確保できるよう教育環境を整えます。

○ これらのことを図示すると次のようになります。 図4

(1)ねらい

○異なる文化の人々と自信をもってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情をもちながら国際的に活躍できる子どもを育てる

- ・外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、「聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと」などのコミュニケーション能力の基礎を養う

(2)各学年の目標<例>

- 【1～4年生】「外国や外国語への関心をもつ」
- 【5～6年生】「臆せず相手との会話を楽しむ」
- 【7～9年生】「間違いを恐れず、即興で会話する」

(3)ワクワク3視点

英語力の向上を図るため、「間違ったら・・・のドキドキ」を「伝えたい！のワクワク」に変えていく「ワクワク3視点」に沿って指導の充実を図る

授業の充実

指導者の英語力の向上

授業以外で英語に接する機会の拡充

(4)教育課程実施上の課題及び工夫（～H34までを目途）

①小中一貫教育スポットグループ（実践研究グループ）での実証検証をし、その成果を広める

- ・ALTの活用
- ・乗り入れ授業
- ・指導方法の改善等

②各校で指導方法の改善をすすめる

- ・ICTやデジタル教材の活用
- ・GETの活用
- ・中学校から小学校への乗り入れ授業の実施に努める

③平成30年度から、小学3・4年生の外国語活動、小学5・6年生の英語科を先行実施する

④小学1・2年生における外国語活動（あそび）の実施検討をし、できるところから始める

- ・1・2年生において、外国語活動を年2～3回程度位置づける
- ・さらに、幼小連携も視野におく

⑤授業時数増加（小学3～6年生に週1時間）のための工夫をすすめる。

- ・短時間学習（例：5・6年生における15分モジュール等）、土曜授業の検討等

⑥児童生徒の学習意欲の向上、または教育指導の評価を検証する。

- ・外部の英語力調査の活用等
- ・教員による児童生徒の英語力評価（検定）

(5)教育委員会の支援が必要な事項

- ア ALTの活用
- イ GET(Glocal English Teacher)の活用
- ウ 教員研修の拡充
- エ 児童生徒の学校外での英語体験の場の提供
 - ・スピーチコンテスト改善充実等
- オ 市民参加のための仕組みづくり(市民団体との協働等)
- カ 英語力向上の成果検証方法の検討
- キ ICTやデジタル教材の活用

第2節 グループ校ならではの取組（独自性）

(1) 軸となる取組・活動の年間指導計画

- 「軸となる取組・活動」とは、小中一貫教育の各グループ校の児童生徒や地域の実態により重点として設定するものです。各グループ校の独自性が最も表れるものとなります。
- 「軸となる取組・活動」の例は次のとおりですが、学校の英知を結集して設定することが必要です。1つ以上は、設定します。
<例>
 - ・生徒指導や障害のある児童生徒の教育
 - ・キャリア教育、食育・健康教育、安全教育、国際理解教育など特定の課題
 - ・児童生徒会活動や学校行事などの特別活動の領域
 - ・ICT活用や家庭学習、ノート作りなど特定の指導方法また、「しずおか学」や「英語力向上」をさらに重点化して取り組むこともできます。
- グループ校の学校同士で十分に協議・検討し、「軸となる取組・活動」を設定します。その上で、9年間を見通した年間指導計画を作成し、連続的・系統的に実施します。
- 各学校で、さらに改善し実践します。計画の様式は、グループ校で設定します。
- 教育委員会は、各学校の研究等を実践発表や実践事例集として提示します。

(2) 学年段階の区切りの活用

- これまでのすべての教育活動のまとまりを「6-3」で実施していたものを、「4-3-2」や「5-4」等で区切った方がより教育的効果が得られる活動があります。このことから地域や児童生徒の状況により、より効果が高いと考えられる活動について、学年段階の区切りを柔軟に設定できることとします。
<例>
 - ・教科担任の授業を5年時より実施する
 - ・5年時より定期テストを実施する。評定を保護者に開示する
 - ・5年時より部活動に参加する機会を設定する等

第3節 教育課程編成・実施上の重点事項

(1) 各教科等の横断的な視点

- 「教科年間指導計画」の作成及び実施に当たっては、グループ校の子どもの実態を踏まえた上で、教科横断的な視点により、各教科等間の効果的な学習指導を行えるように見直します。
- 学習のルール、学習規律等について「Aグループ校スタイル」（仮称）として統一するようにします。
 - ＜例＞
 - ・小中で共有した「授業スタイル」の設定
 - ・ノート作り、ICT活用等
 - ・学習時間やいわゆる家庭学習ノート・学習の手引き等の作成
 - ・学習規律、生活規律の設定、教室環境整備

(2) 人的・物的資源の効果的な活用

- 「教科年間指導計画」の作成及び実施に当たっては、学区内の人的・物的資源を積極的かつ効果的に活用します。各学校は、次の点を整備し、「教科年間指導計画」等に活かすものとします。
 - ・これまでの学校応援団等と連携する
 - ・人材リスト等を活用する
 - ・地域の課題・特色を学習に取り入れることや地域の活動に参加することで学習を深める
- 教育委員会においては、次の点を整備し、各学校が「教科年間指導計画」等に活かせるようにします。
 - ・民間教育力活用事業やスペシャリスト派遣事業等の成果を踏まえ、事業を再整備する
 - ・地域コーディネーター（学校と地域をつなぐ役割を果たす人材）の配置
 - ・ネット上に「平成の教導石」を設置する【再掲】
 - ・これまでの学校応援団等を発展・再編し、組織を整備する

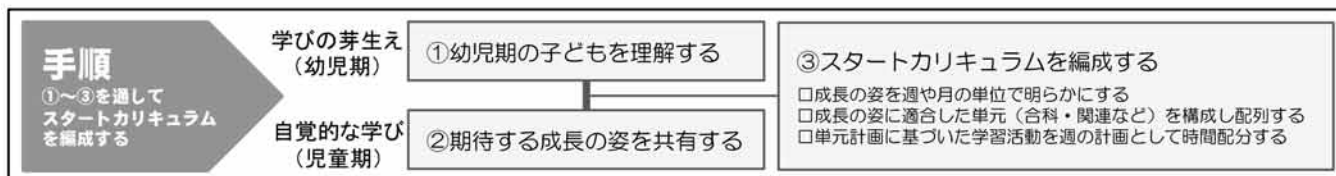
※【再掲】「平成の教導石」…本市の明治時代の数少ない歴史遺産（静岡市指定有形文化財／所在地：静岡市追手町県道歩道「教導石（きょうどうせき）」）に於て設けた、本市の行政各課による教育支援窓口の総称。静岡市の各課行政職員が学校の「総合的な学習の時間」等の講師として参加することや、各課「子ども担当」が児童生徒からの質問に積極的に答える場を、ネット上に提供する。

- ＜問の石＞ 児童生徒の「質問や疑問」の呼びかけ
 - ＜例＞自分のまちづくりについて参加できる場所はありませんか
 - ＜例＞徳川家康について教えてくれる人はいませんか
- ＜教える石＞ 行政関係やスペシャリストの「教える」呼びかけ
 - ＜例＞〇〇博物館では、化石の出張授業をします
 - ＜例＞私は、アナウンサーとして言葉について教えます
- ＜参画の石＞ 行政関係、民間等の「参加・参画」の紹介
 - ＜例＞こども議会を開きますので提案してみませんか
 - ＜例＞〇〇会議で「お茶のおもてなし」をしてみませんか

(3) 幼・小接続の工夫

- 小学校入学時当初の子どもが安心して小学校での生活をスタートさせ、幼児期に培った力を発揮できるように、すべての小学校でスタートカリキュラムを推進することとします。そのため、こども園等でのアプローチカリキュラムの実施の状況を踏まえた上で、小学1年生の初期の教育課程を特に工夫することとします。
- 幼児期に親しんできた遊びなどの活動を取り入れます。
＜例＞
 - ・身体を動かしたり、歩いたりしながら活動する遊び（手遊び、リズム遊び等）
 - ・友達とかかわりながら、一緒に活動する遊び（じゃんけんを伴う遊び等）
- 単元または1コマの時間の中で、複数の教科の目標を組み合わせ、指導します。（合科的な指導）
＜例＞
 - ・45分の中に、生活科、国語科、体育科等の複数の教科を組み合わせる
生活科「なかよし大作戦」+体育「遊具で遊ぼう」
- 各教科等の指導の時期や方法などについて、相互に関連させ指導します。（関連的な指導）
＜例＞
 - ・生活科を中心に、複数の教科を関連させる
生活科「春をみつけよう」で発見した花などをカードにかく 【国語・図画】
見つけた花の数を数える 【算数】
- 友達とのかかわりを促し、安心して学校生活を送れるよう、学習環境を整えます。
＜例＞
 - ・入学当初の机5～6人程度のグループ隊形にし、会話したり教え合ったりできるよう座席を工夫する
 - ・言葉で説明するだけでなく、文字や図、写真などを提示する

スタートカリキュラムの編成（週案作成例） ※学習を以下の視点で3類型に分類した場合



【なかよしタイム】 一人一人が安心感をもち、新しい人間関係を築いていくことをねらいとした学習
 ※この時間については、授業時数以外の教育活動として位置づけたり、各教科等で実施したりすることが考えられます。

【わくわくタイム】 合科的・関連的な指導による生活科を中心とした学習

【教科等の時間】 教科等を中心とした学習

第〇週 4月〇日(月)～4月〇日(金)

【今週のねらい】 新しい環境に慣れ、先生や友達とのかかわりを楽しむ					
	月	火	水	木	金
朝	朝の支度、好きなことをして過ごす				
1	【なかよしタイム】 ・手遊び ・歌って踊ろう * 入学式事前指導	【なかよしタイム】 ・園で親しんだ歌、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙しばいなど・ことば遊び(しりとり等) 集団遊び・外遊び * 健康観察、提出物や連絡帳の確認等			
2	入学式	【なかよしタイム】 ・自己紹介をしよう ・グループでお話しよう	【なかよしタイム】 ・自己紹介をしよう ・グループでお話しよう	【わくわくタイム】 国語(関連) ・どうぞよろしく (名刺づくり等)	【わくわくタイム】 生活・国語(合科) ・学校となかよし (図書室訪問等) ・どんなお話かな
3	【なかよしタイム】 ・手遊び ・歌って踊ろう * 入学式事後指導	【わくわくタイム】 生活(関連) なかよし大作戦 ・春となかよし	【わくわくタイム】 生活・体育(合科) なかよし大作戦 ・友だちとなかよし (体育館・運動場) ・遊具で遊ぼう	【わくわくタイム】 音楽(関連) ・歌でなかよし (1年生を迎える会の練習等)	【わくわくタイム】 道徳(関連) ・みんなのものや場所をどう使う
4		下校指導	お弁当・下校指導	【教科等の時間】 学活 給食はてな ・準備・片づけのしかた	【教科等の時間】 国語 学活 ・給食準備
昼休み	給食指導・下校指導				
5	Point 子どもの生活リズムに合わせた時間の設定 朝の会から1時間目にかけて、幼児期に親しんできた遊びや活動を取り入れたり、友だちと仲良く交流する活動を行ったりすることで、生き生きと楽しい気持ちで1日の学校生活を始める		Point 学習時間の配列や時間配分の工夫 1日の流れを意識して学習活動を配列したり、子どもの実態や学習活動に応じてモジュール学習や2時間続きの学習にしたりして、時間配分を工夫する		

第3章 教職員が協働して取り組む・児童生徒が交流する

基本的な考え方

●【視点3】教職員が協働して取り組みます・児童生徒が交流します

- ・静岡市のグループ校は、地域や児童生徒の実態、教職員の構成、学校施設・設備等の状況等が異なります。地域の状況を踏まえ、共有した学校の教育目標の下、学校の創意工夫により、教職員の協働や児童生徒の交流を推進します。児童生徒にとって効果的な指導であり、所属する教職員にとって実現可能な指導を行います。

第1節 教職員の協働

- 教職員の協働には、研修と児童生徒への具体的指導とがあります。地域や児童生徒の実態、教職員の構成、学校施設・設備等の状況を踏まえて、学校の創意工夫により実施するものとします。小中学校の教職員が中学校卒業段階の生徒の有り様に責任をもち、共に協力して、より効果的な指導を行うこととします。
- 協働を進めるにあたり、例えば校務支援システムを活用して業務を精選し、情報の伝達や共有を図ること、また、業務の優先順位や役割分担を意識して効率的に実施されるよう改善していくことも必要です。
- 具体的指導の例として、次のようなものがあります。これらは「軸となる取組・活動」につながる協働のあり方となります。
 - ＜生徒指導：例＞
 - ・生徒指導の具体的項目を共通実践として指導する
(合い言葉例：凡事徹底、あいさつ・清掃)等
 - ・グループ校でチームとして組織的な生徒指導を行う
 - ＜授業・学習等：例＞
 - ・学区で一貫した「授業展開のスタイル」を確立する
 - ・小学校高学年から教科担任制の導入
 - ・互いの乗り入れ授業の実施
 - ・評価、評定の円滑な移行を期しての統一
 - ・通知表の系統性を図った評価観の共有
 - ＜その他：例＞
 - ・学校保健委員会を合同で開催する
 - ・グループ校で学校図書館を活用する
 - ・ICTを活用した遠隔研修を行う（テレビ会議システム等を活用した、小中合同研修や授業参観の実施）
 - ・校務支援システムを活用した9年間の学びの過程を共有する等

第2節 児童生徒の交流

- 児童生徒の交流は、物理的・時間的に容易ではないことがあります。しかし、取り組む活動の目標実現に加えて、小学生が中学生に憧れを抱いたり、中学生が小学生に配慮をもって接する様子が見られたりするなど、小中一貫教育ならではの効果が期待できます。教育課程を編成・実施する上で、意図的、計画的に設定することが肝要です。
地域や児童生徒の実態、教職員の構成、学校施設・設備等の状況を踏まえて、学校の創意工夫により実施するものとします。

(1) 特別活動の工夫

- 特別活動では、児童生徒がよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育て、異年齢の交流や地域人材の活用を積極的に行うため、児童生徒の交流が特に有効です。また、積極的に地域との連携を図り、多様な人材と直接ふれ合うことができるようになります。
- 具体例として次のようなものがあります。

<クラブ活動>

- ・クラブ活動や部活動の合同実施

<学校行事>

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等における小中合同または異校種の児童生徒の参観
- ・運動会の合同開催
- ・遠足の合同開催（手つなぎ遠足等）
- ・節目となる集会（前後期式等）や行事（卒業式、入学式）の合同実施等

<児童会・生徒会活動>

- ・小中共通の委員会の設置
- ・委員会活動の合同実施等

(2) 特別活動以外の工夫

<学習・授業>

- ・中学校の文化祭(合唱コンクール等)の鑑賞
- ・小学6年生の中学校一日体験日の設定
- ・小学生と中学生の合同授業(教科、道徳等)
- ・しずおか学の合同発表会の開催
- ・体力テストの合同開催
- ・グループ校の美術展などの作品の交流
- ・ICTを活用しての交流（式典のライブ中継、入学式・卒業式への児童会・生徒会のビデオメッセージ、参列等）
- ・小学生への補習指導や本の読み聞かせへの参加等

第4章 地域との連携を図る

基本的な考え方

●【視点4】地域との連携を図ります

- ・グループ校の小中一貫教育課程を地域社会に開かれたものとし、共有します。児童生徒が地域の多様な人々とつながることにより、学びの質を高め、自分の活動がなにかを変えたり、社会をよりよくしたりすることができることなどの実感を育てていきます。地域と学校をつなぐ組織を活用して、地域と学校が互惠関係となる教育活動を行います。

第1節 「地域社会に開かれた教育課程」の実現

- 学校は、今を生きる子どもたちにとって、未来の社会に向けた準備段階の場であると同時に、現実の社会とのかかわりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもあります。子どもたちは、教職員、保護者、地域の人々等から構成される学校を含めた社会を通じて、生まれ育った環境や障害の有無にかかわらず、様々な人とかかわりながら、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感をもつことができます。
- こうした実感は、子どもたちにとって、自分の活動が身近な地域や社会に影響を与えるという認識につながり、これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに活かしていこうという意識や積極性につながっていきます。
- このように学校での学びの質を高め、豊かなものにしていくために、学校がより一層、社会と接点を持ち、多様な人々とのつながりを持ちながら、開かれた環境となることが不可欠です。そのために、教職員が地域にどのような教育資産が存在するのかを確認したり、地域人材から情報収集したりすることが大切です。
- 静岡市では、これまで、学校応援団を中心に具体的に学校を支援してきた土壌があります。この支援を発展させるとともに、よりよい学校教育を通じてよりよい地域社会を創るという目標を持ち、グループ校の小中一貫教育課程を通じてその目標を地域社会と共有していくことが必要です。そして、学校は地域社会とのつながりを意識し、社会の中の学校であるために、学校教育の中核となる教育課程を「地域社会に開かれた教育課程」とし、地域社会との連携を図っていくことが重要です。

第2節 地域と学校が互惠関係となる教育活動の重要性

- 学校が地域とともに学校の教育目標（目指す子どもの姿）の実現に向け、教育構想をもとに連携する際、児童生徒を地域で育成するという観点から、地域と学校が互惠関係を生み出し、持続可能な教育活動にしていくことが、子どもたちの力を伸ばすためにはとても重要です。以前から培ってきた地域と学校の連携をさらに推進していくために、地域の力がダイレクトに学校の教育活動の成果につながるような方法を模索する必要があります。

＜学校と地域が互惠関係となる教育活動例＞

- 地域のお茶の活動に、児童生徒が「しずおか学」として参加することで、地域の活動が活性化
- 児童生徒の防災意識を高める防災教育の一環として、地域の防災訓練に参加し、役割意識をもつことで地域の防災対応力の向上につながる
- 地域において職場体験を行うことで、地域の産業への理解を深めるとともに、キャリア教育の推進となる

- 地域や家庭と連携する実践例

＜家庭と連携する例＞

- 家庭学習の習慣についてグループ校で共通に取り組むため「家庭学習の手引き（仮称）」を作成する
- 毎日の家庭学習の習慣化と確認・指導のために、グループ校で共通して「家庭学習カード・家庭学習ノート」を作成し、取り組む
- ICTを活用した学習教材（ドリル等）の家庭利用

＜中学生が地域と連携する例＞

- 中学生が地域の大人と共に活動し、地域における中学生の役割について考える防災訓練
- 中学生が地域の行事や祭りに参加することで地域の伝統を継承する
- 歴史探訪により地域の良さを再発見する
- 地域人材講師による授業での学び
- 職場体験学習による地域産業への理解促進

＜学校応援団活動等の充実＞

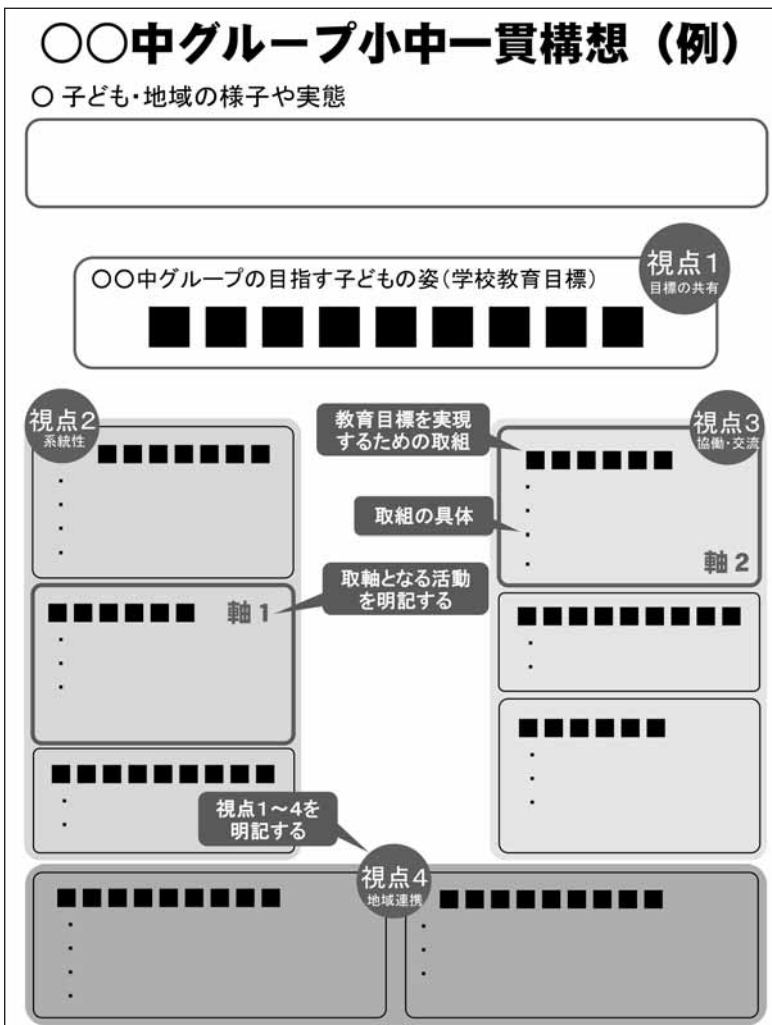
- これまでの活動の継続、充実
（防犯、交通安全等への協力等）

第3節 地域社会と連携した取組の工夫

- 「地域社会に開かれた教育課程」を実現するために、小中一貫教育準備委員会を組織し、保護者・地域の実態をふまえ、願いを聞き取りながら、学校の教育目標（目指す子どもの姿）及び教育課程について共有し、児童生徒のために、保護者・地域とともに具体的に取組んでいくことが肝要です。その際、地域や児童生徒の実態、教職員の構成、学校施設・設備等の状況を踏まえ、学校の創意工夫により実施するものとします。このようにして、保護者・地域が学校の参画者、よき理解者・協力者として、9年間で児童生徒を育てていくことを目指します。
- 地域と共有したいグループ校の教育構想

【教育構想に盛り込む事項】

- ① グループ内の各小・中学校の様子や子どもたちの実態
- ② 目指す子どもの姿（教育目標）
- ③ 教育目標を実現するための取組（特に学校と保護者・地域が連携して行う活動）
- ④ その他グループ校の小中一貫教育を進めるにあたり必要な事項



- 小中一貫だより等による情報発信
 - ・ 定期的な地区小中一貫だよりの発行
 - ・ 学校のホームページによる情報発信
 - ・ 学校配信メールによる情報発信（地域代表等へ）

第4節 静岡市としての人的資源・物的資源の活用

- 学校が人的資源・物的資源を活用するため、教育委員会は、次のことを行います。
- ① 平成30年度までに「しずおか学」教材として、静岡市民である児童生徒に統一して学ばせたい「共通教材」と、各学校の地域性や実態に応じて使用する「選択教材」を開発・整備します。
- 【共通教材】 「^{しずおかマナーブック}しずおか学－BOOK」〔発行・配付済〕
社会科副読本（「しずおかだいすき」「わがまち静岡」）や地図（「わたしたちのまち静岡市」「静岡市地形図」）
- 【選択教材】 「お茶」「しずまえ」「オクシズ」「海洋文化」「防災」「歴史文化」のうちから、グループ校が1つ以上選択して取り組む
- ② 教育委員会においては、次の点を整備し各学校が教科年間指導計画等に活かせるようにします。
- 【再掲】
- ・民間教育力活用事業・スペシャリスト派遣事業等の成果を踏まえ、事業を再整備する
 - ・地域コーディネーター（仮称）の配置
 - ・ネット上に「平成の教導石」を設置する 【再掲】
- 学校が地域の人的資源・物的資源を活用するにあたっては、育成する資質・能力を明確にし、指導者が教材のよさや価値を十分理解した上で、意図的に指導計画を立てることが大切です。また、実施にあたっては、しずおか学にキャリア教育を含めて横断的に扱うなど、カリキュラムマネジメントの視点に立ち、組織的に学習内容や活動を組み立てていくことが考えられます。

- ※ 【再掲】 教科年間指導計画…グループ校の学校同士で協働し、9年間を見通して作成した各教科の指導計画。連続的・系統的に実施する。小学校においては、幼児教育とのつながりに配慮する。P23：第3部－第2章－第1節(2)を参照
- ※ 【再掲】 「平成の教導石」…本市の明治時代の数少ない歴史遺産（静岡市指定有形文化財／所在地：静岡市追手町県道歩道「教導石（きょうどうせき）」）にならって設けた、本市の行政各課による教育支援窓口の総称。静岡市の各課行政職員が学校の「総合的な学習の時間」等の講師として参加することや、各課「子ども担当」が児童生徒からの質問に積極的に答える場を、ネット上に提供する。

- <問の石> 児童生徒の「質問や疑問」の呼びかけ
 <例> 自分のまちづくりについて参加できる場所はありませんか
 <例> 徳川家康について教えてくれる人はいませんか
- <教えの石> 行政関係やスペシャリストの「教える」呼びかけ
 <例> ○○博物館では、化石の出張授業をします
 <例> 私は、アナウンサーとして言葉について教えます
- <参画の石> 行政関係、民間等の「参加・参画」の紹介
 <例> こども議会を開きますので提案してみませんか
 <例> ○○会議で「お茶のおもてなし」をしてみませんか

P25：第3部－第2章－第1節(3)Vを参照

第5節 学校と地域をつなぐ組織の充実

<目的>

- 「学校と地域とのつながりをつくる組織」として、学校が地域等とグループ校の教育課程を共有し、支援し合い、ともに人づくりを進めるために小中一貫教育準備委員会を設置します。これまでの学校応援団、学校評議員、学校関係者評価委員、青少年健全育成会等、既存の組織の機能を活かしながら、地域とグループ校の状況に応じて委員構成を考え、設置します。

<委員構成>

- 小・中学校の代表＝小学校長、中学校長、担当職員等
- 保護者の代表＝小学校PTA会長、中学校PTA会長、担当役員等
- こども園の代表＝公立こども園長、私立こども園長等
- 地域の代表＝各学区連合自治会長、各町内会長等
- その他＝地元企業役員、学識経験者等

<取り組む内容>

- グループ校の小中一貫教育構想（特に4つの視点²⁸）について共有すること
- グループ校の小中一貫教育課程に基づき、地域が行う具体的な支援に関すること
- グループ校の小中一貫教育の成果や評価を学校とともに行うこと等

<留意点>

- PTA組織や地域の自治会等の組織の再編成を要請するものではないこと
- 学校評議員会や学校関係者評価委員会、青少年健全育成会等の既存組織を活用したり、各委員が兼任したりすること
- 委員の構成は、地域や学校の実情に応じて決定すること
- 運営にあたっては、学校評議員や評価委員会の活動機会のうち数回を小中合同で実施し、小中一貫教育準備委員会²⁹の会合とするなど、委員の負担増とならないよう配慮すること

28 4つの視点…P15：第2部－第1章(2)にある「学校の教育目標を小学校と中学校で共有していること」「9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成し実施していること」「協働・交流のある教育をすること」「地域と連携する教育をすること、地域との連携（組織や教育活動等）を図っていること」を指す

29 「小中一貫教育準備委員会」は、法改正（H29～）により、さらにグループ校で学校運営協議会（コミュニティ・スクール）として発展させることが可能となった。この場合、学校運営協議会と、その役割を共通とする学校評議員を置かないこととする。

第4部

静岡市教育課程編成基準改訂の 基本的な考え方



静岡型小中一貫教育をより一層充実させるために、基準を緩和し、グループ校の創意工夫で弾力的に運用できるようにします。

第1章 基本的枠組みの取扱い

基本的な考え方

- 静岡型小中一貫教育をよりよく推進できるよう、静岡市教育課程編成基準³⁰において、授業日数、年間時数、日課表・週課表の取扱いについて、より弾力的に運用できるよう見直します。

第1節 年間の授業日数（週数）

- 各教科等の授業時数を適切に確保するとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めることとします。
 - ① 各教科の授業時数を適切に確保する。児童生徒の負担とならないようにする。
 - ② 学年ごとの授業日数を教育課程に応じて、適切かつ弾力的に設定する。
 - ③ 長期休業中に、一部の学年が授業日を設定する際、学校行事だけでなくすべての教育活動で設定できる。
 - ④ 「小学校1年生初期の教育課程（スタートカリキュラム）」の観点から、適切かつ弾力的に授業日数を設定する。

第2節 年間の時数の取扱い

- 学校教育法施行規則に定められた各教科等の標準授業時数を確保します。（別表1、2によることとする。）
 - ・静岡型小中一貫教育では、次のことはできないものとします。【再掲】
各学年の教科時数がある学年に寄せて確保すること。例えば、進路指導のため9年間の後期に余裕が出るように、進度を早めること

第3節 日課表・週課表の取扱い

- 小中学校の児童生徒の交流や乗り入れ授業等ができるようグループ校で工夫します。

30 静岡市教育課程編成基準…静岡市教育委員会が、静岡市立小・中学校管理規則第6条第1項に定めている基準。これにより学校が学習指導要領に基づき教育課程を編成し、実施する場合における概要や一般的指導基準等を設けている。

※【再掲】…P21：第3部－第2章－第1節(2)を参照

弾力的な時間割の例

＜例1＞ 施設一体型校における工夫

月		火		水		木		金	
小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝の会	朝の会	8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習
8:30 朝の会	朝の会	8:30 朝の会	朝の会	8:20 総合	総合	8:20 朝の会	朝の会	8:30 朝の会	朝の会
8:40 1	1	8:40 1	1	8:40 総合	総合	8:40 1	1	8:40 1	1
9:25		9:25		9:25		9:25		9:25	
9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2
10:20		10:20		10:20		10:20		10:20	
10:30		10:30		10:30		10:30		10:30	
10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3
11:25		11:25		11:25		11:25		11:25	
11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4
12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食
13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食
13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00	
13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み
13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃
13:50 5	5	13:50 5	5	13:50 5	5	13:50 5	5	13:50 5	5
14:35		14:35		14:35		14:35		14:35	
14:45 帰りの会		14:45 帰りの会		14:45 帰りの会		14:45 帰りの会		14:45 帰りの会	
15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6
15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会	
15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会	
16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会	

※ 水曜日の朝学習から第1時に小中で共通して総合的な学習の時間としている。

＜例2＞ 施設分離型校における工夫

月		火		水		木		金	
小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習	8:15 朝学習	朝学習
8:30 朝の会	朝の会	8:30 朝の会	朝の会	8:20 朝の会	朝の会	8:20 朝の会	朝の会	8:30 朝の会	朝の会
8:40 1	1	8:40 1	1	8:40 1	2	8:40 1	1	8:40 1	1
9:25		9:25		9:25		9:25		9:25	
9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2	9:35 2	2
10:20		10:20		10:20		10:20		10:20	
10:30		10:30		10:30		10:30		10:30	
10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3	10:40 3	3
11:25		11:25		11:25		11:25		11:25	
11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4	11:35 4	4
12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食	12:20 給食	給食
13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食	13:00 給食	給食
13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00		13:00 13:00	
13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み	13:35 昼休み	昼休み
13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃	13:45 清掃	清掃
13:50 5	5	13:50 5	5	13:50 総合	総合	13:50 5	5	13:50 5	5
14:35		14:35		14:35		14:35		14:35	
14:45 帰りの会		14:45 帰りの会		14:45 総合	総合	14:45 6	6	14:45 帰りの会	
15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6	15:00 6	6
15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会		15:40 帰りの会	
15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会		15:45 帰りの会	
16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会		16:00 帰りの会	

※ 水曜日の午後第5時からの2時間を小中で共通で総合的な学習の時間としている。

第2章 より弾力化する事項の取扱い

基本的な考え方

- 静岡型小中一貫教育をより一層充実させるために、グループ校の小中一貫教育課程を編成する基準を緩和し、学年段階の区切り、土曜授業、短時間学習、校外教育活動等を学校の創意工夫で、より弾力的に運用できるようにします。

第1節 学年段階の区切り

- 学年段階の区切り³¹は、「4－3－2」や「5－4」等、教育活動に効果が期待される場合、前述（→P32）のように弾力的にその他の区切りとすることもできます。

<例>

- ・教科担任の授業を5年時より実施する
- ・小学5年時より定期テストを実施する。評定を保護者に開示する
- ・小学5年時より部活動に参加する機会を設定する等

第2節 土曜授業の活用

- 学校ごと、弾力的に土曜授業日³²を設定することができるものとします。
 - ・教育課程上の授業日数、授業時数にできる
 - ・学年ごとに設定することも可能とする
 - ・これまでの学校行事に加えて、各教科等も可能とする。その際、地域との連携や小中の交流活動及び体験活動を充実させるという趣旨から、公開授業日とすることが考えられます

<利点>

- ・保護者・地域の方の参加が得やすくなり、学校公開や行事、ゲストティーチャーを招いた授業の実施等、地域と連携し、社会に開かれた学校づくりを推進できる
- ・子どもたちの自主的な活動や教職員の研修会等の時間の確保できる
- ・市が設定する「部活動一斉なしの日」を活用し、地域と連携するなど、平日では実施できない活動を計画できる

31 学年段階の区切り…これまでの小学校における低学年・中学年・高学年といった学年のまとまりに相当するもの。教育課程を編成・実施する上で、活用することが可能な学年のまとまり。なお、学校教育法で定められている6年間の小学校課程、3年間の中学校課程の修業年数（いわゆる「6・3制」）を変更するものではない。

32 土曜授業日…児童生徒の休業日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うもの。平成26年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることが明確化された。

<課題>

- ・児童生徒が参加する部活動の大会や学校外での活動等に対する配慮が必要となる
- ・地域で行われる行事や施設開放による外部団体の活動など、学校の活動と重ならないよう、教育課程を編成する際に綿密にすり合わせておく必要がある
- ・地域と連携した活動を実施する際、互惠関係が生み出されるよう計画を立案する必要がある
- ・これまでの週5日という学校生活リズムを変えていくことに対して、保護者や地域の理解を得ることが必要となる

<例>

- ・総合的な学習の時間とし、地域の行事に参加する
- ・総合的な学習の時間とし、「しずおか学」の発表会を実施する
- ・小学5、6年生の児童が中学校へ行き、中学1、2年生の部活動を見学する
中学3年生が小学校に行き、小学1～4年生と交流活動を実施する
- ・「しずおか学」（キャリア教育）において、講師を学校に招き、話を聞くばかりでなく児童が興味をもった地域の事業所に出向き、調査活動や体験活動を行う

第3節 短時間学習の活用

- 学校ごと、学年ごとに、学力の向上を目的とした効果的な短時間学習を積極的に活用できるものとします。

<例>

- ・教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や成果の把握と活用等に責任をもって行う体制を整えた上で、10分から15分程度の短い時間を活用した授業を実施する
- ・4時間目の50分に15分の短時間を加えた65分の総合的な学習の時間により、問題解決的な学習の充実を図る

第4節 体験活動（校外教育活動）の充実

- グループ校で、9年間を意図的・系統的に見通し、より一層、体験学習(校外教育活動)を充実させることを目指します。
 - ・校外教育活動を充実させ、特色ある学校づくりを推進する。特に、グループ校での活動を推進する（小学校との合同実施）
 - ・修学旅行は、学校ごとに小学校段階で原則1回、中学校段階で原則1回とする。中学校段階では、海外も可能とする
 - ・宿泊を含めた自然体験学習を系統的に設定する。また、グループ校以外との交流（市街地と山間部等）を進める
 - ・長期休業において、臨海学校や林間学校など自然体験の他、自然等を活かし、学校を離れた総合的な学習や教科学習の実施を可能とする
 - ・南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家をはじめとする静岡市の施設や博物館等を積極的に活用する

- 集団宿泊的行事について、修学旅行の健康安全に関する引率は、必ずしも養護教諭でなくてもよいものとする。また、管理職の引率は、校長または教頭とする
- 毎月末のプレミアムフライデーを活用して、月末金曜日の扱いを工夫することができる
＜活用例＞
 - プレミアムイベント等に合わせて見学等を計画し、学校行事として参加する
 - 子どもが、プレミアムイベントの参加者として、活動計画立案に携われるようにする
 - 午後に打ち切りにして、子どもが家族との時間を共有できるようにする

第5部

静岡型小中一貫教育の 評価及び検証改善の基本的な考え方



静岡型小中一貫教育の充実を図るために、静岡市全体やグループ校の状況について、評価や検証改善を行います。

第1章 教育委員会及びグループ校の 小中一貫教育課程の評価及び検証改善

基本的な考え方

<地域と学校をつなぐ組織による評価及び検証改善>

- グループ校は、小中一貫教育準備委員会、学校関係者評価委員会等の「地域と学校をつなぐ組織」が主体となり、グループ校の小中一貫教育課程の状況³³について評価や検証改善を行います。

<教育委員会による評価及び検証改善>

- 教育委員会は、静岡型小中一貫教育の成果と課題を明らかにし、学校支援の充実を図るために、静岡市全体の状況³⁴とグループ校の状況³⁵について、評価や検証改善を行います。さらに、静岡市教育委員会の施策としての点検・評価を行うことにより、検証改善を行います。

第1節 グループ校における評価及び検証改善

- 各グループ校は、学校評価として、静岡型小中一貫教育の評価及び検証改善を行います。グループ校の小中一貫教育課程編成実施状況について、グループ校で設定した評価項目、指標で評価し、さらなる小中一貫教育の推進に活用します。

(1) 評価の目的

- ① グループ校において共有化した学校の教育目標に照らして、静岡型小中一貫教育の4つの視点や小中一貫教育構想に基づく評価を行うことで、人と社会が相互作用するために必要な資質や能力である「つながる力」の育成を推進すること。
- ② グループ校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、グループ校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ③ グループ校が、自己評価及び学校関係者評価による評価の実施とその公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

33 グループ校の小中一貫教育課程の状況…これまでの学校関係者評価にあたるもの。学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としての活用を図るために、学校・家庭・地域が共通理解をもち、その連携協力により学校運営の改善に当たることとする。

34 静岡市全体の状況…静岡市全体の児童生徒、教職員、保護者、地域住民を対象にしたもの。静岡型小中一貫教育全体の現状を把握し、その成果と課題を検討すること。

35 グループ校の状況…グループ校の児童生徒、教職員、保護者、地域住民を対象にしたもの。グループ校の静岡型小中一貫教育課程の推進状況を把握し、成果と課題を明らかにすること。

(2) 評価の内容

- 各グループ校では「静岡型小中一貫教育における特色ある教育活動」と「静岡型小中一貫教育における共通となる教育活動」の2つの教育活動について評価を行います。(様式参照・P66)
- 「静岡型小中一貫教育における特色ある教育活動」では、教育委員会で設定した大項目に対して、グループ校で共通の中項目及びグループ校の「軸となる取組・活動」を設定します。(例参照・P53) また、グループ校の評価指標については教育委員会で設定した指標から選択します。(参照・P56、57) 具体的には次のとおりです。

(大項目)

静岡型小中一貫教育カリキュラムの4つの視点である「学校の教育目標をグループ校で共有する」「9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成・実施する」「教職員の協働・児童生徒の交流」「地域との連携」を大項目とします。さらに、学校管理、施設に関する項目として「学校環境」と定めます。

(中項目)

グループ校の「小中一貫教育構想」をもとに、グループ校で共通項目を設定します。(例参照・P53)

(評価指標)

「静岡市 共通とする指標」から中項目に沿って設定します。また、グループ校でそれぞれの特色や課題に応じて新たに評価指標を設定することもできます。(参照P56、57)

なお、各学校独自の大項目、中項目、評価指標を必要に応じて設定することができます。

- グループ校は指標ごとに自己評価を行います。評価はA、B、C、Dの4段階とします。(A：大変良い、B：まあまあ良い、C：あまり良くない、D：全然良くない) また、それに対する「学校説明」を行います。
- 「グループ校の小中一貫教育における共通となる教育活動」は、(学力の状況)、(体力の状況)、(生徒指導の状況)の3つについて評価します。

(学力の状況)

全国学力・学習状況調査の結果において、学力や学習状況の分析、改善に向けての具体的な内容について文章表記にて評価します。その際、数値に特化せず、全体の傾向や改善点を併せて記載します。

(体力の状況)

新体力テスト、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果において、各種目の分析結果、改善方法について文章表記で評価します。

(生徒指導の状況)

『学校いじめ防止基本方針』に基づく「校内のいじめ対策組織運営の適正化」「いじめの早期発見、状況把握と対応の適正化」「いじめの再発防止に向けた取組」の3つの視点を踏まえた各グループ校の取組状況を文章表記にて評価します。

(3) 評価方法

- ① 評価の方法については「誰が評価するか」「評価項目」によって区分される4つの中からグループ校の状況に応じて選択します。(表参照・P54)
 - (1型) グループ校で共有した項目を各学校の学校関係者評価委員会が評価する
 - (2型) グループ校で共有した項目を小中一貫教育準備委員会等が評価する
 - (3型) グループ校で共有した項目に、各学校で必要に応じて加えた項目を各学校の学校関係者評価委員会が評価する
 - (4型) グループ校で共有した項目に、各学校で必要に応じて加えた項目を小中一貫教育準備委員会等が評価する
- ② 校長のリーダーシップのもとで、グループ校又は、各学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う自己評価を行います。
- ③ 学校関係者評価委員会又は、小中一貫教育準備委員会等により決められた委員が、自己評価の結果に対して意見を述べる学校関係者評価を実施します。次年度に向けて連携協力する際、評価結果が学校・家庭・地域との対話ツールになることが重要です。

(4) 公表

評価結果については、教育委員会に報告するとともに、原則としては各学校のホームページに公表します。

グループ校における評価の内容例

A地区地域の協定から		B地区地域の協定から		C地区地域の協定から	
大項目	中項目	大項目	中項目	大項目	中項目
1 教育課程・学習指導要領	学校の教育目標とグループ校で共有する	1 教育課程・学習指導要領	学校の教育目標とグループ校で共有する	1 教育課程・学習指導要領	学校の教育目標とグループ校で共有する
2 生徒指導	2 生徒指導	2 生徒指導	2 生徒指導	2 生徒指導	2 生徒指導
3 保健管理・指導	3 保健管理・指導	3 保健管理・指導	3 保健管理・指導	3 保健管理・指導	3 保健管理・指導
4 特別支援教育	4 特別支援教育	4 特別支援教育	4 特別支援教育	4 特別支援教育	4 特別支援教育
5 英語教育	5 英語教育	5 英語教育	5 英語教育	5 英語教育	5 英語教育
6 英語教育	6 英語教育	6 英語教育	6 英語教育	6 英語教育	6 英語教育
7 英語教育	7 英語教育	7 英語教育	7 英語教育	7 英語教育	7 英語教育
8 英語教育	8 英語教育	8 英語教育	8 英語教育	8 英語教育	8 英語教育
9 保護者・地域住民との連携	9 保護者・地域住民との連携	9 保護者・地域住民との連携	9 保護者・地域住民との連携	9 保護者・地域住民との連携	9 保護者・地域住民との連携
10 施設設備	10 施設設備	10 施設設備	10 施設設備	10 施設設備	10 施設設備

平成29年度 A地区幼保小中一貫教育構想 (案)

学校教育目標 「心豊かなたまこ子」
～歴史伝統・自然・開拓精神のA地区の小中一貫教育を推進する～

コンセプト
フロンティア精神をもたたくまこ子、地域を愛し世界に目を向ける子どもを育てる

創設1 「A地区ならでは」の小中一貫教育カリキュラム

- ①しずおか学
- ②お茶畑核としたA地区の7年間の総合的な学習の時間の系統図の作成 (軸1)
- ③A地区キャリア教育の推進 (H29実施 H30実施)
- ④小学校3校の特別活動・学校行事等の整理と精選、共通実践化 (H29実施)
- ⑤合同久太郎見学会(総合運動場)・検討中
- ⑥A地区一中小の美術館・音楽発表会・検討中

創設2 ⑥A地区学習スタイルの共有
～基礎学力の向上～ (視点3) (軸2)

- ①学力アップサポート支援体制の充実
児童の課題に即して、算数・数学の効率的学習支援を実施する。小・小、小中
- ②つまみずき発見プリントの実施
算数つまみずき発見プリントを小中4校で実施(垂への別紙)
- ③A地区学習スタイルの定着
・坂道と運動したノート指導 H29実施 H30実施
- ④A地区良書100選 H29実施 H30実施

創設3 A地区授業スタイルの共有
～思考・判断・表現力の向上～ (視点3)

- ①結果報酬の共有と可視化 検討中
・問題提示→共有化→一点化→変形(主体的学習)
- ②小中合同授業の構築推進
・小中学生の学び合いを通して、説明する力、質問する力を高める (別紙的学習)
- ③学びを深める (児童生徒間の交流)
・互いの考えを高め、思考する (深い学び)
- ④小中連携 (5・6年交流授業の実施) H29実施
- ⑤小中教員がそれぞれそれぞれの専門性を生かした授業
サポート・9年間の教科書の学びの系統図作成 (外国語・英語、算数・数学) H29実施 H30実施

創設4 ⑥A地区から世界へ
～英語力の向上～ (視点2) (軸3)

- ①小中学校での外国語活動・英語学習の充実
・英語の専門性をもった教員の小学校授業、中学校での英語TT学習の充実 H29実施
- ②小中合同授業の実施
・小中学校の合同授業で、それぞれの学びを広げる H29実施

創設5 UDを重視したわかる授業
～ICT教育の推進と活用～ (視点3)

- ①自分の考えをより効果的に伝える、思考を共有する 検討中
・資料に依る、課題を共有する
- ②学びを深める
・互いの考えを焦点化し、熟考する
UD:すべての児童生徒にとっての学びやすさ
ICT:教育機器を使った授業

創設6 人間関係力を高める
～部活動体験入部の実施～ (視点3)

- ①部活動の体験入部(9月)
・夏休み明けに3校の小学校の小学校を対象に部活動交流を行う H29実施
- ②小学校教員の部活動参加
・小学校教員の中で参加者を募り、部活動交流を実施する 検討中
- ③部活動指導員における先進的な取組
・静岡市がドライブインに沿った取組
・外館間制度の導入

創設7 学習への主体的な取組
～家庭学習の共通実践～ (視点3)

- ①オリエンテーションの充実 継続実施
・6年後期に養育主任が中学に向けてのオリエンテーションを実施
- ②夏休みの課題へのアトビイ H29実施
・夏休みの課題について、卒業生が各小学校でアトビイを与える機会を設ける
- ③中学校式テスト勉強の実施 H29実施
- ④ノートデザインの実施

創設8 幼保小の子ども達の共有
～A地区で大切にしたいこと～

- ・元気にあいさつをする
- ・「ははい」と返事をする
- ・くつのかかとをそろえる H30実施

創設9 積極的な広報活動
～児童・生徒の姿で語る～ (視点4)

- ①A地区小中一貫たよりの発行
・4校の取り組みを共有し、実践へ成果を児童・生徒の姿で示し、地域との双方向のやりとりを行う H29実施
- ②各校のホームページの充実
・各校の取り組みの様子を定期的に情報発信する H29実施

グループ校における評価の方法

評価項目		誰が評価するか	
		学校関係者評価委員会	小中一貫教育準備委員会等
グループ校で共有した項目のみ	【1型】 グループ校で共有した項目を各学校の学校関係者評価委員会が評価する。		
	【2型】 グループ校で共有した項目を小中一貫教育準備委員会等が評価する。		
グループ校で共有した項目に各学校の評価を加える	【3型】 グループ校で共有した項目に各学校の学校関係者評価委員会が評価する。		
グループ校独自の項目	【4型】 グループ校で共有した項目に、各学校が必要に応じて加えた項目を小中一貫教育準備委員会等が評価する。		

第2節 教育委員会による評価及び検証改善

- 教育委員会は、静岡市全体の状況とグループ校の状況を確認し、次年度の教育課程編成のための支援を行います。
 - ・ 静岡市全体の状況については、グループ校の取組をまとめ、静岡型小中一貫教育全体の現状として把握し、その成果と課題を検討することで、グループ校に対する支援や条件整備等を行い、特色ある教育を推進します。
 - ・ グループ校の状況については、グループ校の静岡型小中一貫教育課程の推進状況を把握し、グループ校の効果的な取組を広めます。
 - ・ 静岡市全体の取組状況やグループ校の状況については、小中一貫教育を推進するための実践事例を静岡市のホームページ等で広く公表します。

静岡型小中一貫教育における共通となる教育活動（全国調査等の活用）

(1) 学力の状況に関すること

○ 全国学力・学習状況調査を活用します。

(2) 体力の状況に関すること

○ 「新体力テスト」や「全国体力・運動能力、運動習慣調査」を活用します。

(3) 生徒指導の状況に関すること

○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく評価及び検証改善を行います。

静岡市 共通とする指標

（※の項目については、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙または学校質問紙によって評価をします。その他については、<>内の方法によります。）

いわゆる中1ギャップ

目標1 誰もが通いたくなる学校づくりを目指す

指標1 ※「学校に行くのが楽しいと思う」児童生徒の割合

指標2 進級・進学への不安がない児童生徒の割合<抽出校アンケート>

指標3 不登校児童生徒数（小学校6年時と中学校1年時の比較）<統計>

学力向上

目標2 子どもたちの学習意欲を高める

指標4 ※「ICT機器を活用するなど工夫した授業をしている」教員の割合

指標5 ※「国語、算数・数学の勉強が好き」な児童生徒の割合

指標6 ※「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合

目標3 学力について基礎的・基本的な力をつける

指標7 ※「家で、学校の予習・復習をしている」児童生徒の割合

指標8 ※「国語、算数・数学の授業の内容が分かる」児童生徒の割合

指標9 ※ 全国学力・学習状況調査 A問題正答率の国との比較

（A問題；主として「知識」に関する問題）

目標4 学力について活用する力をつける

指標10 ※「資料を使って発表ができるように指導している」教職員の割合

指標11 ※「授業で学習したことは、将来、社会で役に立つと思う」児童生徒の割合

指標12 ※ 全国学力・学習状況調査 B問題正答率の国との比較

（B問題；主として「活用」に関する問題）

人間力の育成

目標5 自尊感情を高める

- 指標13 ※「自分のよいところを認めてもらっていると思う」児童生徒の割合
 指標14 ※「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合
 指標15 ※「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合

目標6 社会適応力を高める

- 指標16 ※「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」児童生徒の割合
 指標17 ※「人の役に立つ人間になりたいと思う」児童生徒の割合

言語力・参画力の育成

目標7 言語に関する能力の育成

- 指標18 ※「授業で自分の考えを説明したり、書いたりすることを肯定的に回答する」児童生徒の割合
 指標19 A L Tや外国の方に対して、物怖じせずに話しかけることができると回答する児童生徒の割合<抽出校アンケート>
 指標20 ※「読書が好きな」児童生徒の割合

教職員の意識改革

目標8 教職員の意識改革・授業改善を図る

- 指標21 児童生徒の発達段階を重視した指導の具体化を図っている教職員の割合<抽出校アンケート>
 指標22 つながりのある系統的な指導を重視した授業改善を行っている教職員の割合<抽出校アンケート>
 指標23 ※「学年や校種の枠を越えて、連携を図っている」教職員の割合

地域との連携強化

目標9 地域との連携を推進する

- 指標24 ※「地域の人材を取り入れた授業を行っている」教員の割合
 指標25 ※「今住んでいる地域の行事に参加している」児童生徒の割合
 指標26 静岡市のよさを話すことができる児童生徒の割合<抽出校アンケート>

資料

資料（実践研究校・ステップ表 等）

(1) 静岡型小中一貫教育（スポットグループ）実践研究校

1 趣旨

静岡型小中一貫教育スポットグループ研究指定は、「第2期静岡市教育振興基本計画（H27.2）」「静岡型小中一貫教育推進方針（H28.2）」「静岡型小中一貫教育カリキュラム【基本的な考え方】（H29.3策定）【解説】（H29.12策定）」に基づき、小中一貫教育を推進し、成果と課題の解明に努めるとともに、本市の目指す小中一貫教育の普及を図り、全ての小・中学校の学校経営に資するものとする。

2 研究の視点

本指定において、次の視点から小中一貫教育に係る先駆的な研究を行う。

- (1) 「静岡型小中一貫教育カリキュラム【基本的な考え方】（H29.3策定）【解説】（H29.12策定）」に基づく教育課程の実施を通して、小中一貫教育課程の検証及び改善を行う。また、軸となる研究を中心に、教科指導、生徒指導、児童・生徒の交流活動、地域と連携した活動など有効な実践事例を蓄積する。
- (2) 小中一貫教育を推進するための、より有効な学校運営組織について、教職員配置を含めて研究する。
- (3) 小中一貫教育の成果を「見える化」するための検証（成果指標を活用した評価等）を行う。
- (4) 小中一貫教育の推進にあたっての、教職員、施設、児童・生徒、地域連携等に関する課題を抽出する。

3 指定期間

- (1) I期 … 平成30～31年度（準備期間：平成29年度）
- (2) II期 … 平成32～33年度（準備期間：平成31年度）

4 今後の予定

II期については内定とし、平成30年度に改めて再募集する。

<表> 静岡型小中一貫教育（スポットグループ）実践研究校一覧

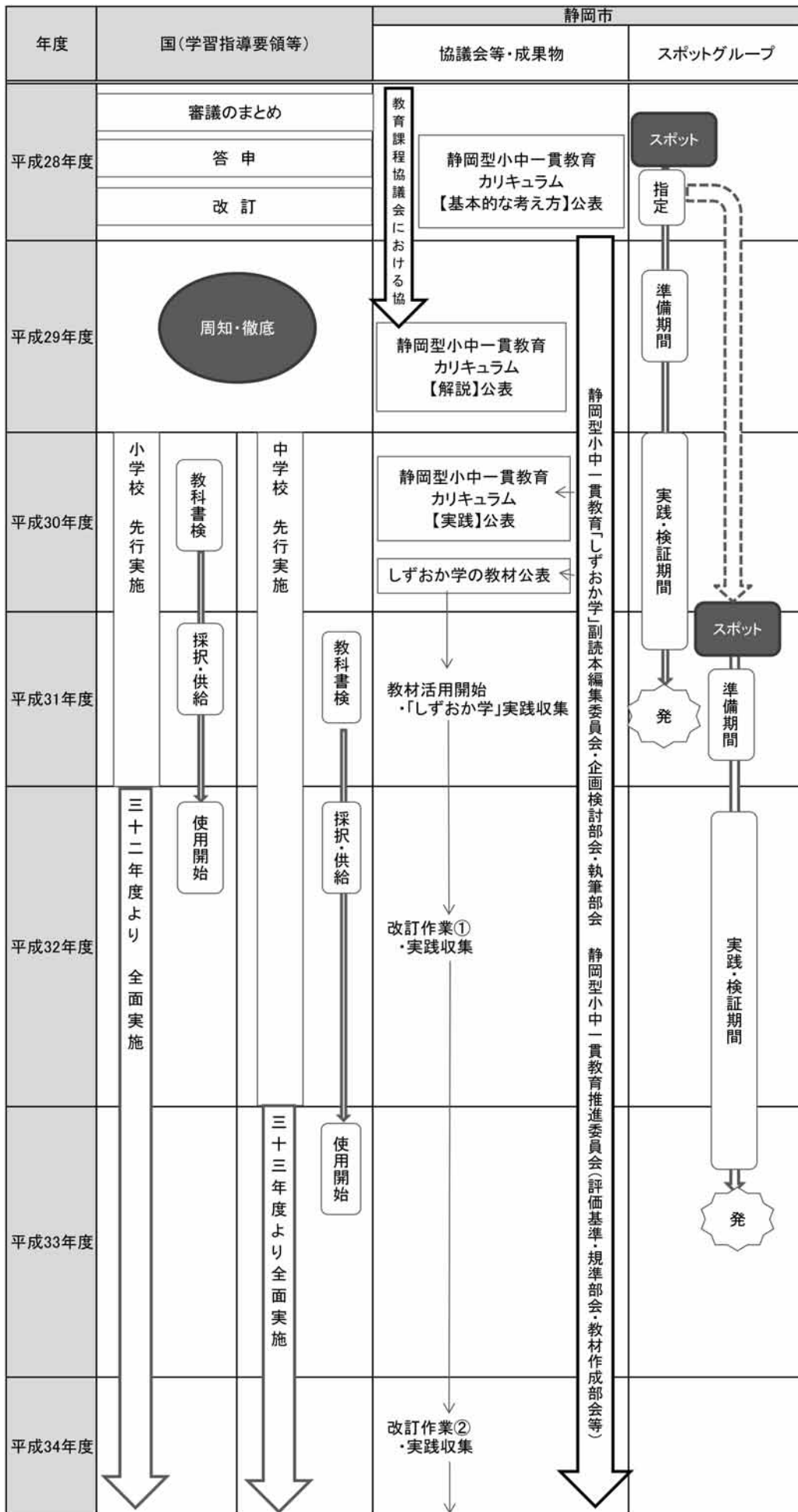
	グループ（中学校・小学校）	所在地	地域	研究主題（仮） 軸となる研究	指定期	
					I期	※II期（内定）
1	城内中 伝馬町小 葵小 （連携校：横内小）	葵区	市街地	中心市街地における施設分離型の小中一貫教育のあり方 学力（英語力）向上 しずおか学（歴史文化） 教職員の協働 児童・生徒間交流	○	
2	東中 横内小 千代田小 （連携校：竜南小 千代田東小）	葵区	市街地	広域な学区を持つ市街地大規模小・中学校による、施設分離型の連携教育から一貫教育へのアプローチ 学校運営 学校組織	○	
3	中島中 中島小	駿河区	郊外	自らの力で切りひらく児童生徒をめざして しずおか学（防災教育） 児童・生徒間交流 学力向上	○	
4	末広中 番町小 新通小 安西小	葵区	市街地	学習習慣・授業方法・職員研修の三側面から一貫した指導による学力向上 学力向上（学習スタイル・学習方法） 家庭連携（学習習慣）		○
5	東豊田中 東豊田小 東源台小 （連携園：東豊田こども園、東豊田中央こども園）	駿河区	郊外	校・園の地域連携プランを深化し、こども園・小・中を通した一貫教育の推進 幼・小・中連携 地域連携 児童・生徒間交流・教職員協働		○
6	清水一中 清水辻小 清水江尻小	清水区	市街地	清水第一中グループ校における9年間の健やかな成長を育む静岡型小中一貫教育（分離型）の在り方 生徒指導 地域連携 総合学習		○
7	美和中 安倍口小 美和小 足久保小	葵区	中山間地	一中三小による静岡型小中一貫教育の在り方と先進的取組の推進 学力向上（ICT） 生徒指導 しずおか学（お茶） 家庭連携	○	

※ II期については内定とし、平成30年度に改めて再募集します。

* 連携校は、複数の進学先中学校がある小学校です。そのため、連携の在り方についても研究対象とします。

(2) 静岡型小中一貫教育組合せ（グループ）校一覧

中学校	小学校				※ 連携校
籠上中	井宮小	井宮北小			
末広中	番町小	新通小	安西小		
安倍川中	駒形小	田町小			
美和中	安倍口小	美和小	足久保小		
城内中	伝馬町小	葵小			横内小
安東中	安東小	竜南小 ※	城北小 ※		
東中	横内小 ※	千代田小			竜南小・千代田東小
西奈中	西奈南小				
観山中	麻機小	千代田東小 ※			竜南小・城北小
竜爪中	西奈小	北沼上小			千代田東小
賤機中	賤機南小	賤機北小	賤機中小	松野小	
大河内小中					
梅ヶ島小中					
玉川中	玉川小				
井川小中					
服織中	服織小	服織西小	南藁科小		
藁科中	中藁科小	水見色小	清沢小	峰山小	
大川小中					
大里中	大里西小	中田小			
南中	大里東小	大谷小	久能小	宮竹小	
中島中	中島小				
豊田中	西豊田小				富士見小
東豊田中	東豊田小	東源台小			
高松中	森下小	南部小	富士見小 ※		
長田西中	長田西小	長田北小			
長田南中	長田東小	川原小			
城山中	長田南小				
清水第一中	清水辻小	清水江尻小			
清水第二中	清水浜田小	清水岡小	清水船越小		
清水第三中	清水小				
清水第四中	清水不二見小	清水駒越小			
清水第五中	清水三保第一小	清水三保第二小			
清水第六中	清水高部小	清水高部東小			
清水第七中	清水有度第一小	清水有度第二小			
清水第八中	清水入江小				
清水飯田中	清水飯田小	清水飯田東小			
清水袖師中	清水袖師小				
清水庵原中	清水庵原小				
清水興津中	清水興津小				
清水小島中	清水小島小	清水小河内小	清水矢原小		
清水両河内中	清水中河内小	清水西河内小	清水和田島小		
蒲原中	蒲原西小	蒲原東小			
由比中	由比小	由比北小			



期間	学校経営方針	学校運営・組織面	意図的			系統性		交流・協働		地域連携	年度
			学校の教育目標	学習指導	特別活動 ◇学校行事 ◇児童会・生徒会 ☆部活動	児童生徒交流	職員研修 ◇情報交換 ◇研修	地域連携・PTA			
近隣校連携 0期	◇各学校ごと設定	◇近隣校研修の枠組みでの運営 ◇各教頭会、教務主任会を中心とした連絡調整	◇各学校ごとに設定	◇各学校がそれぞれの取組 ◇近隣校連携研修の中で実施	◇各学校がそれぞれ取組 ◇中学校入学説明会(体験) ◇学年段階の区切りの検討(行事レベル)	◇各学校がそれぞれ取組	◇各学校がそれぞれの取組 ◇近隣校連携研修の中で実施	◇各学校ごとに設定	2016年度		
小中一貫準備 1期	◇校長間で、情報交換、経営方針、子ども像などの部分共有化 *共有できる部分から先行する	◇校長間で協議し、小中一貫を進める組織を決定する ◇例)幹事会(校長・教頭)、幹事会役員会(教頭、教務)、推進委員会(各主任含む)	◇各種調査、実態に応じた「学校の教育目標」の検討開始 *地域・保護者とも共有していく	◇研修主任を中心に、学区内スタイルの確立 ◇授業の約束(展開、きまり、板書)の共有化 ◇家庭学習のやり方 ◇9年間を見通しての学習指導要領の理解	◇年一回程度の行事連携 ◇児童会、生徒会での相互交流検討	◇各学校でできること、必要なことの検討	◇グループ校の年間計画に「研修計画」の内容に取り入れる(実態・課題把握) ◇合同、連携会議などの打合せ	◇グループ校での小中一貫準備委員会の組織化、地域コーディネーターの発掘 ◇各学校にてPTA及び地域への小中一貫教育についての説明	2017年度		
小中一貫開始 2期	◇9年間を見通した学校経営方針(案)を校長間で協議して示す (全体構想図・経営シート等にて)	◇各組織の継続的な運営をする ◇教務:行事予定、日課表の検討開始 ◇各主任:各部等の共通実践項目の設定等	◇「学校の教育目標」の設定(仮) ◇学年の区切り検討(教科等レベル)	◇9年間を見通した年間指導計画の作成(先行実施教科)	◇前後各1回程度の連携行事 ◇児童会・生徒会活動連携開始 ☆部活動紹介・体験	◇グループ校としてできること、必要なことの検討(授業、学校行事、等) ◇課題の検討(移動、引率、費用、手段等)	◇年1回以上の合同研修(テーマ例:学力向上等) ◇打合せの工夫について研究(校務支援システム活用等)	◇各校PTA、地域が学校と連携して取り組む活動の確認(従前の継続) ◇グループ校での小中一貫教育準備委員会の開催 ◇PTA及び地域への小中一貫教育開始の連絡、授業公開等の開始	2018年度		
小中一貫推進 3期	◇グループ校の一貫教育目標の設定 ◇グループ校の小中一貫教育経営シート(全体構想図)完成	◇小中一貫教育課程の編成 ◇組織及び全体分掌の整備 ◇共通の「指導目標・内容・指導方法」の構築	◇重点目標の検討・設定(仮) ◇到達目標の検討	◇9年間を見通した年間指導計画の作成(先行実施教科・総合的な学習等)	◇学校行事での定期的な児童生徒の交流 ◇9年間の連続した学びを意識した行事の開始	◇交流活動の試行・小と小・小と中	◇グループ校において、小中一貫教育の視点での計画を作成し実施 ◇定期的なグループ校での打合せ、研修の実施	◇グループ校での小中一貫準備委員会の定期的な開催・コーディネーターの活用(グループ校内の公開授業等の計画、目標の周知等) ◇グループ校でのPTA・地域等の連携内容等について検討	2019年度		
小中一貫強化 4期	◇9年間を見通した学校経営方針の修正と改善 ・目標・研修方針 ・生徒指導方針 ・地域連携方針等	◇小中一貫教育課程の編成完了 ◇小中一貫教育の成果指標等の評価実施 *一部兼務の発令	◇到達目標の設定(仮) ◇その他必要な目標の設定(各部等)	◇9年間を見通した年間指導計画の作成(全教科領域)	◇年間をとおした児童生徒の学校行事の共同企画による参加・交流活動 ◇9年間の連続した学びを意識した行事の実施 ◇児童会・生徒会活動連携充実 ◇1～9年生の児童生徒による異学年交流の実践 ◇グループ校での小中連携の実践 ☆部活動体験	◇交流教育活動の試行・検証改善	◇グループ校において、小中一貫教育の視点での計画を作成し実施 ◇定期的なグループ校での打合せ、研修の実施 ☆研修テーマの共有について連絡調整 ☆組織を共有した研修部の検討 *小中一貫教育における授業評価の実践	◇グループ校の「目標・教育計画、協働・交流」等教育課程について保護者地域へ周知及び実践 ◇グループ校での「地域連携」(組織や内容)について実践 ◇小中一貫教育準備委員会の定期的な開催	2020年度		
小中一貫完成 5期	◇小中一貫教育によるグループ校の学校経営の完成 ・学校教育目標 ・子ども像 ・学校経営方針 ・重点施策等	◇小中が一体となった組織の改善、完成 ◇各部会運営充実 ◇教育課程の編成・実施 ◇評価 *兼務発令(拡大)	◇学校の教育目標、重点目標、到達目標の最終設定 ◇地域・保護者との最終共有	◇9年間を見通した年間指導計画に基づいた授業研究、研修計画の実施	◇年間活動として学年の区切り別の児童生徒の参加による集会や係活動 ◇9年間の連続した学びを意識した行事の実施 ◇児童会・生徒会による年間を通した活動 ◇1～9年生の児童生徒による異学年交流 ◇グループ校の小中連携の実践 ☆部活動体験	◇交流教育活動の試行・検証改善	◇グループ校の教職員の日々の情報交換 ◇定期的な合同職員会議 ☆定期的な合同研修 ☆定期的な授業研究会	◇グループ校の「目標・教育計画、協働・交流、地域連携」等教育課程について保護者地域へ周知及び実践 ◇小中一貫教育準備委員会を発展し「小中一貫教育運営協議会」の定期的な開催	2021年度		
開始	<h2 style="text-align: center;">静岡型小中一貫教育 全校実施</h2> <p style="text-align: center;">◇実践を通して、グループ校ごとの検証改善(成果検証)</p>									2022年度	

様式

校中

年度 小中一貫教育課程表 (2018～2021)

グループ校名	中グループ	学校名	学校
--------	-------	-----	----

1 課題

2 轉岡型小中一貫教育の重点

4つの視点 (学校評価一次項目)	Step 進度	4つの視点を踏まえた教育活動 (学校評価一中項目)
【視点1】 学校の教育目標をグループ校で共有する		
【視点2】 9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成・実施する		
【視点3】 教職員の協働・児童生徒の交流		
【視点4】 地域との連携		小中一貫教育準備委員会

3 軸となる取組

年度 小中一貫教育推進計画表

4 轉岡型小中一貫教育 実践内容

4つの視点	教育活動の具体 (活動内容)	時数	実施予定 (月日)
【視点1】 学校の教育目標をグループ校で共有する			
【視点2】 9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成・実施する			
【視点3】 教職員の協働・児童生徒の交流			
【視点4】 地域との連携			

5 評価の内容及び方法

--

(様式)

〇〇年度 学校評価書

学校名:

大項目	中項目	① (学校説明)	② (学校説明)	③ (学校説明)	④ (学校説明)	⑤ (学校説明)	⑥ (学校説明)	⑦ (学校説明)	⑧ (学校説明)	⑨ (学校説明)	⑩ (学校説明)	自己評価	改善策(来年度の目標設定、具体的な取組目標)
静岡県立小中一貫教育における特色ある教育活動 【視点1】 学校の教育目標を グループ校で共有する 【視点2】 9年間の連続性、系統性 を強化した教育課程を 編成・実施する 【視点3】 教職員、協働、児童 生徒の交流 【視点4】 地域との連携 学校環境													
各 学校 単位の 評価 書 静岡県立小中一貫 教育における特色 ある教育活動 (全国習字・学習 状況調査) 体力の状況 (新体力テスト、 全国体力・運動 能力・運動習慣 調査) 生徒指導の状況 (学校いじめ防止基本方針)													

(所属は平成28年度)

平成28年度 静岡型小中一貫教育 教育課程等協議会委員

安藤 雅之	常葉大学大学院教授	鈴木 恒裕	大河内小学校長
武井 敦史	静岡大学大学院教授	辻 啓之	長田南小学校長
樋口 直宏	筑波大学教授	松林 孝範	清水入江小学校長
瀧 義弘	静岡市自治会連合会会長	吉澤 正展	観山中学校長
藤田三佐子	静岡市小中学校 P T A 連絡協議会会長	近藤 高伸	中島中学校長
弓削 幸恵	静岡市社会教育委員、NPO法人まちなびや理事長	秋山 直幸	清水小島中学校長
末吉 弘治	静岡サレジオ小・中・高等学校長	伊藤嘉奈子	静岡市教育委員会委員長
岡村 壽夫	静岡聖光学院中・高等学校長	高木 雅宏	静岡市教育長

静岡型小中一貫教育 教育課程等協議会作業部会委員

「静岡型基準部会」

望月 敬幸(部会長)	末広中学校長
生田目治善	川原小学校長
保崎 寿伸	清水第一中学校教頭
小山 浩明	長田西小学校教頭
多田 五郎	横内小学校主幹教諭
三原 伸哉	清水興津中学校教諭

「静岡型特色部会」

清水 昭博(部会長)	美和中学校長
桂山 洋一	蒲原東小学校長
長尾 剛史	藁科中学校教頭
齊藤 慶子	城内中学校教頭
内山 真路	番町小学校教頭
長谷川 睦	大川中学校教諭
鈴木 寛輝	清水江尻小学校教諭

平成29年度 静岡型小中一貫教育 教育課程等協議会委員

安藤 雅之	常葉大学大学院教授	望月 敬幸	末広中学校長
武井 敦史	静岡大学大学院教授	近藤 高伸	中島中学校長
樋口 直宏	筑波大学教授	荒川 民久	清水江尻小学校長
瀧 義弘	静岡市自治会連合会会長	橋本ひろ子	静岡市教育委員会 教育長職務代理者
新屋 洵一	静岡市小中学校 P T A 連絡 協議会会長	望月 敬剛	静岡市教育統括監
弓削 幸恵	NPO法人まちなびや理事長 (元静岡市社会教育委員)		
末吉 弘治	静岡サレジオ小・中・高等学校長		
岡村 壽夫	静岡聖光学院中・高等学校長		

平成29年度 静岡型小中一貫教育 教育課程等協議会作業部会委員

望月 敬幸	末広中学校長	栗田 保孝	井川小中学校長
長尾 剛史	藁科中学校教頭	内山 真路	番町小学校教頭
長谷川 睦	大川小中学校教諭	鈴木 寛輝	清水江尻小学校教諭

学校教育課では、次の者がとりまとめを行った。

川島 広己	学校教育課長	寺尾 光正	学校教育課参事兼教育課題係長
岡村 寿人	学校教育課主席指導主事	森 稔	学校教育課指導主事
石井 康義	学校教育課指導主事	木下 雅人	学校教育課指導主事
鈴木 健	学校教育課指導主事		